

# 米子市環境基本計画

2011 - 2020

自然の恵みに感謝し、  
ともに歩みつづけるまち  
～みんなで守り、育み、  
伝える米子の環境～



米子市

写真：  
米子水鳥公園から大山を望む

## はじめに



私たちが住む米子市は、環境省指定名水百選「天の真名井」、日野川などの豊かな水の恵み、国立公園大山に連なる緑の恵みなどといった豊かな自然環境を有しています。また、日本最大級の国指定史跡「妻木晩田遺跡」、江戸時代の風情を残した白壁土蔵群など、歴史・景観資源は、全国に誇るものであり、先人から引き継いだこのすばらしい環境を将来の世代に伝えることは、私たちに課せられた責

務といっても過言ではありません。

しかしながら、私たちは、公害の防止、自然環境の保全、廃棄物の処理、地球温暖化をはじめとする地球的規模の環境問題、さらには東日本大震災後の原子力発電所事故による放射性物質の漏洩など、安全・安心に暮らすことを脅かされるさまざまな環境問題にも直面しています。

このような状況の中、問題解決に向け、行政の果たす役割は今まで以上に重要であると考えておりますが、市民の皆様や事業者の方々のご協力がなければその解決は困難であるともいえます。

行政・市民・事業者が環境に関する共通的な意識をもち、「将来の世代により良き環境を継承し、生活充実都市・米子を構築する」という基本認識の下、相互に連携して取り組んでいくことが最も重要であると考えております。

そこで、平成17年に制定されました米子市環境基本条例に基づき、本市の環境施策を総合的・計画的に推進するための指針となる「米子市環境基本計画」を策定し、環境保全のために行政の具体的な施策及び市民・事業者の行動指針を明らかにしました。

この中で掲げる「**自然の恵みに感謝し、ともに歩みつつけるまち**」を目指し、行政・市民・事業者がそれぞれの役割を果たすことで、より良い米子の環境づくりが進むものと確信しております

最後になりましたが、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただきました市民の皆様、熱心にご審議くださいました策定委員の皆様など、計画策定にあたりご協力をいただいた方々に心からお礼申し上げます。

平成24年3月

米子市長 **野坂康夫**

# **序章 計画策定の概要**

# 1 計画策定の趣旨

## (1) 趣旨：米子市環境基本条例の基本理念の実現

私たちの環境は、物質の豊かさや利便性の追求により、「買って、使って、捨てる」といった生活習慣が定着し、生活排水などによる水質汚濁、増加するごみ問題などを引き起こし、いわゆる都市型・生活型公害として、全国各地で大きな問題となりました。

また、地球温暖化をはじめとする地球的規模の問題にまでその影響はおよび、このまま放置すれば、より良い環境を将来の世代に引き継ぐことができない恐れがあります。

このような状況の中、平成17年にはより良好な環境を将来の世代に引継ぐため「米子市環境基本条例」を制定し、環境保全に関する理念、基本方針を明らかにするとともに、環境基本計画を策定することを明記しました。（米子市環境基本条例第8条）

これを受け、本市では「米子市環境基本計画」を策定し、市民・事業者の行動指針及び本市の具体的な環境施策を実施することで、現況の環境問題の解決を図り、環境基本条例の理念を実現していこうとするものです。

### 米子市環境基本条例 第8条（環境基本計画）

- 1 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 環境の保全及び創造に関する目標
  - (2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

## (2) 計画の役割：環境分野における基本的な計画

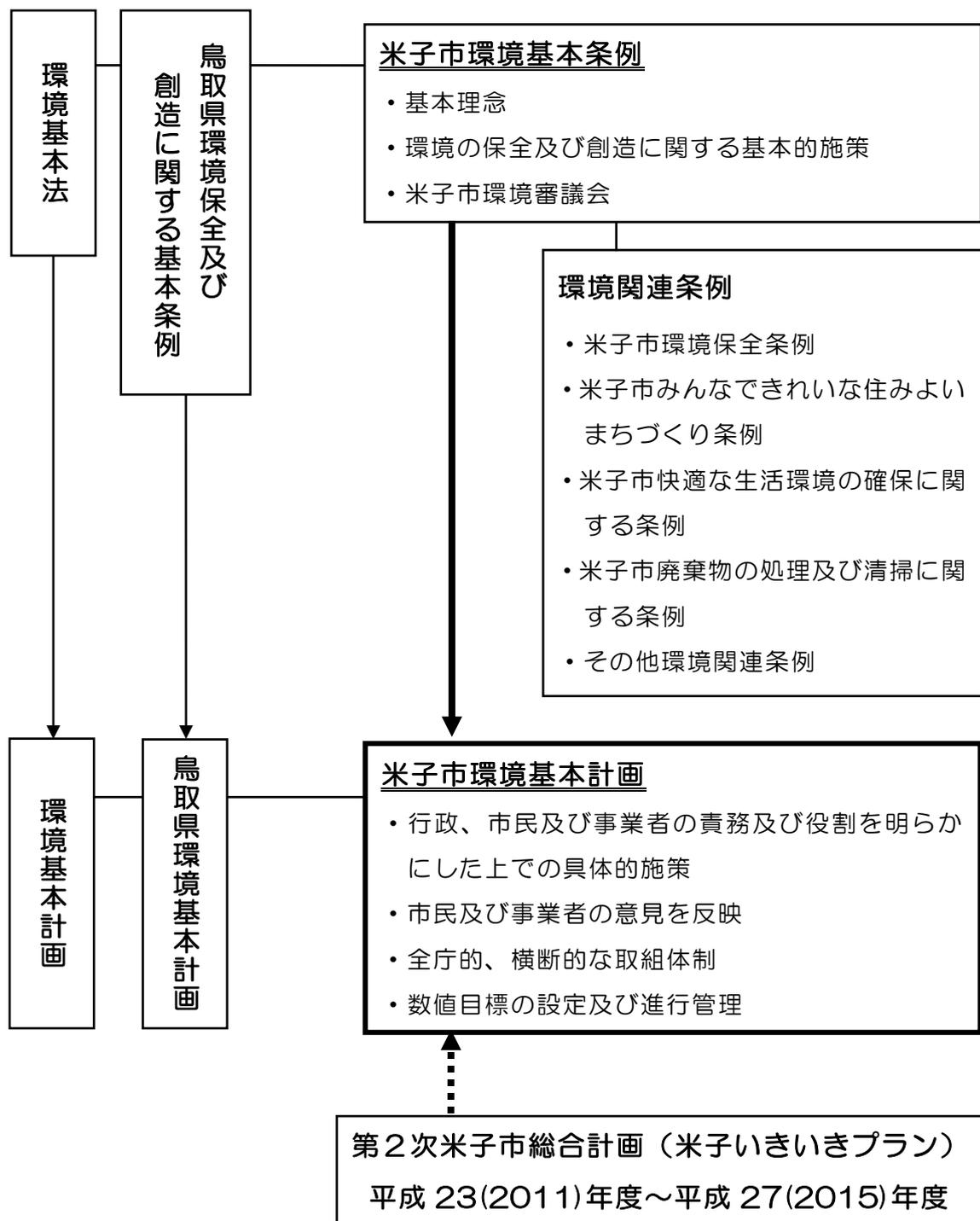
環境基本計画は、本市の環境施策を長期的な視点から、総合的・計画的に推進するために、必要な事項を定める環境に関する基本的な計画です。本市のこれからの10年を展望し、環境の将来像を定め、その実現に向けた基本目標を設定して、市民・事業者の行動指針及び本市の具体的な環境施策を明らかにします。

## 2 計画の位置づけ

### 国、県、市の上位・関連計画との整合性を図る

本計画は、国や鳥取県の環境基本計画との整合性を保ちながら、「第2次米子市総合計画」を環境施策の面から推進し、市が策定する他の個別計画に対して環境の保全と創造に関する基本的方向を示します。

#### ■米子市環境関係法令など体系図



### 3 計画の期間と対象

#### (1) 計画の期間：10年間

本計画の期間は、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までの10年間とします。

ただし、本計画に掲げる数値目標の多くは、着実に施策を進めるため、向こう5年間となる平成27年度（2015年度）までの中間目標値を設定しました。最終年度の目標値については、平成28年度までに再設定します。

計画の期間：

平成23年度（2011年度）～平成32年度（2020年度）

なお、本市の環境の状況、環境施策の実施状況などについて、年次報告を行います。

#### 米子市環境基本条例 第10条（年次報告）

- 1 市長は、市の環境の状況、環境施策の実施状況等について、毎年度市の環境に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

また、本市の環境を巡る状況などに大きな変化があれば、計画の見直しを行います。



## (2) 計画の対象

本計画の対象地域は、本市全域とします。

また、本計画の対象分野は、米子市環境基本条例を踏まえ、次の5つとします。

環境の分類	環境の要素
地球環境	地球温暖化やエネルギー問題及び廃棄物の減量など
生活環境	水、大気及び公害など
自然環境	森林、農地及び水辺や動植物など
快適環境	緑化、景観及び環境美化など
環境意識	環境学習や市民活動など

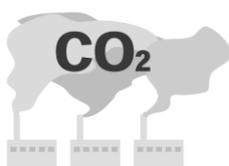


### 米子市環境基本条例 第7条（環境施策の基本方針）

- |  |        |
|--|--------|
| (1) 市民の健康、快適な生活環境の確保                             | (生活環境) |
| (2) 自然とのふれあい、生態系に配慮した自然環境の保全                     | (自然環境) |
| (3) 地域の特性をいかした景観の形成、自然・文化・産業等の調和のとれた<br>快適な環境の創造 | (快適環境) |
| (4) 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物減量の推進                 | (地球環境) |
| (5) 地球環境保全に資する取組の推進                              | (地球環境) |

### 米子市環境基本条例 第3条（基本理念の要約）

市、市民及び事業者が協働し、自然との共生や潤いのあるまちづくりを行い、持続的発展が可能な社会を目指し、地球環境を保全していく。



## 4 計画の構成

本計画の構成は次のとおりです。

### 序章 計画策定の概要

環境基本計画の策定にあたり、その目的や位置づけなど、計画の概要を説明します。

### 第1章 市の概況と市民環境意識

米子市の概況、環境を取り巻く情勢、上位計画における環境の方向性、市民の環境に対する意識などを整理しています。

### 第2章 環境像と基本目標

第1章を踏まえ、目指すべき環境像を定めるとともに、それを支える基本目標を示します。

### 第3章 具体的施策への展開

基本目標の実現に向け、具体的な施策を示すとともに、主体別の取り組みや主要な項目について、目標値を示します。

### 第4章 計画の推進方策

計画を持続的に機能させていくための仕組みを示します。

### 資料編

現況データやアンケート、策定経緯、条例など、策定に利用した基礎資料などを整理しています。

# **第1章 市の概況と市民環境意識**

# 1 米子市の概況

## (1)位置・地勢

米子市は、平成17年3月31日に、「旧米子市」と「旧淀江町」が合併して新たに誕生した市です。

鳥取県の西端に位置し、北には日本海、東には国立公園大山の山裾と一級河川の日野川が流れ、南には標高100m程度の山が点在しています。西にはコハクチョウの集団越冬南限地であり、ラムサール条約湿地として登録された汽水湖の中海（鳥取・島根両県にまたがる全国第5位の広さ（面積約92.1平方キロメートル）を有する湖）を配し、その他は傾斜の緩い平坦地が多い地形となっています。

また、日野川の流下土砂と海流によって形成された砂州である弓ヶ浜半島の基部に広がる、人口約15万人の商業を中心とする商工観光都市です。

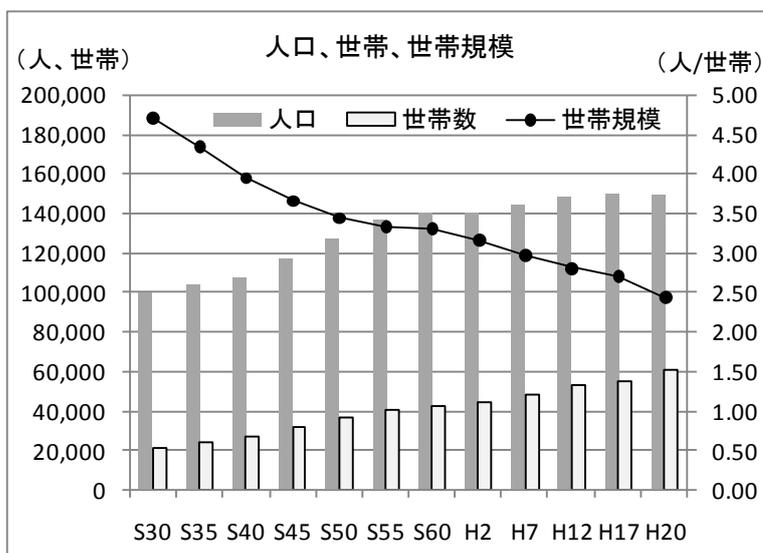
気候は、月平均気温がほぼ日本の平均気温を示しており、梅雨期の降水量は比較的多いですが、日照時間は太平洋側とほぼ同じであり、温度差の少ない穏やかな気候です。



## (2)人口

本市の人口は、基本的に増加傾向で推移してきましたが、平成20年には僅かばかり減少に転じました。世帯数は、1世帯あたりの世帯人員数の減少などの影響もあり、増加傾向で推移しています。

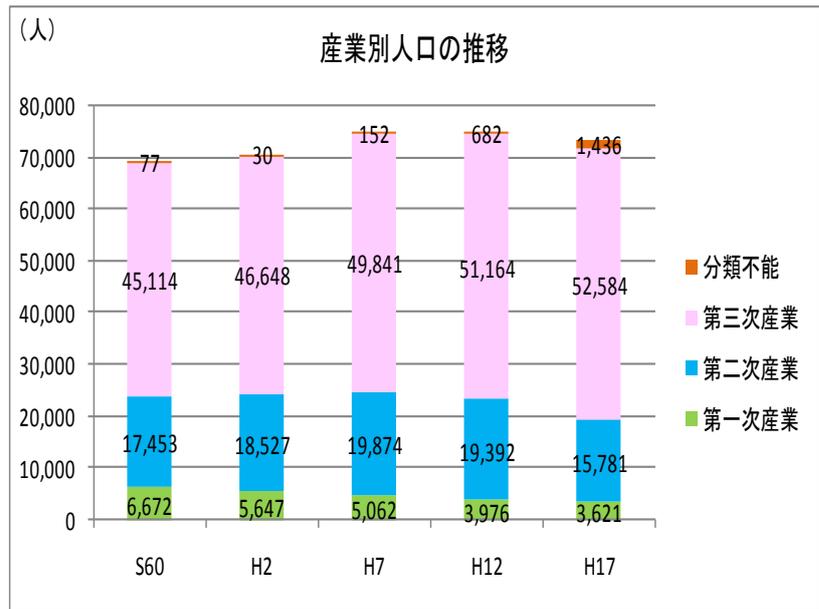
また、「人口集中地区」が市街地を中心に位置づけられており、多くの都市機能が集積しています。



■資料：国勢調査、H20年4月21日の住民基本台帳

### (3) 産業

平成17年の産業別人口は、第一次産業は昭和60年に比べ半減しており、全体の約5%を占めるだけです。第二次産業も全体の約21%を占めていますが、減少傾向にあります。その一方で、第三次産業は増加してきており、全体に占める割合も約72%と、圧倒的に第三次産業従事者が多い人口割合になっています。

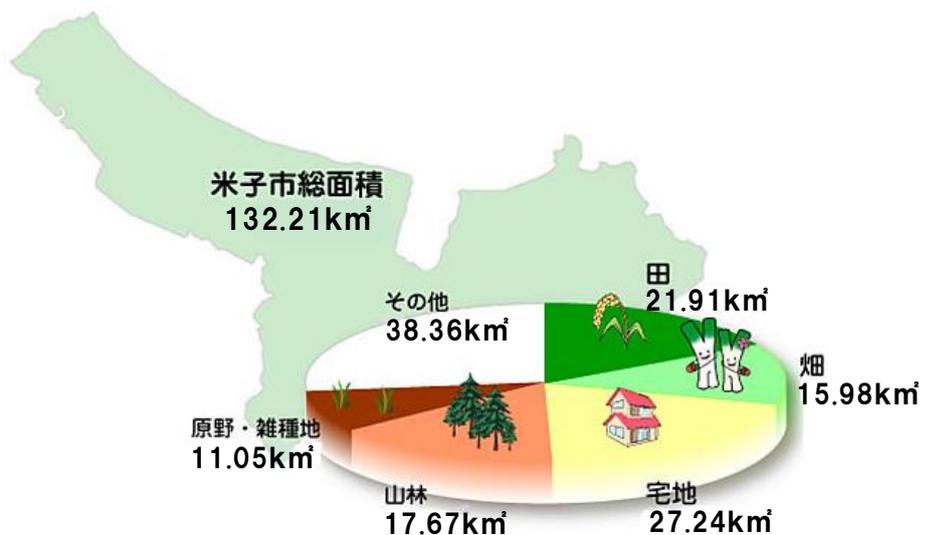


資料：国勢調査

### (4) 土地利用

本市の総面積は、132.21平方キロメートルであり、宅地が約2割、その他の地目が約3割を占め、残りの5割は田・畑・山林・原野・雑種地で構成されています。

また、土地利用に関する法規制は、都市計画法（区域区分、用途地域）、農業振興地域の整備に関



資料：23年度固定資産税概要調書

する法律（農用地区域）、森林法（保安林、地域森林計画対象民有林）の3種類があり、それぞれ個別の法律により規制されています。

### (5) 交通

本市は、古くから山陰両県の交通の要衝として発達してきており、東西に横断するJR山陰本線・国道9号、南北に縦断するJR伯備線・国道181号を幹線に、JR境線・国道431号・180号・県道米子境港線が市内の動脈となっています。また、高速道路では、山陰自動車道が東西に、米子自動車道が南北に通っており鳥取市及び松江市はもとより、近畿圏及び瀬戸内圏へのアクセスも容易です。さらに、近くには米子鬼太郎空港や境港があり、陸・海・空の交通網が発達しています。

## 2 環境を取り巻く情勢

### (1) 国の動き

国は、昭和30年代からの高度経済成長期における地域開発などの進展が、各地で大気汚染、水質汚濁などの産業公害を引き起こしたため、昭和42年に公害対策を総合的・計画的に実施するため「公害対策基本法」を制定しました。昭和47年には自然公園法などと相まって自然環境の保全を推進するため「自然環境保全法」を制定し、公害対策と自然保護対策を二本柱として環境行政を進めてきました。昭和50年代に入ると、都市化の進展や生活様式の変化に伴い、生活排水による水質汚濁などの都市・生活型公害といわれる環境問題が顕著化してきました。昭和60年代になると、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球規模での環境問題が浮かび上がってきました。

このような背景の中、平成5年には環境行政の基本となる「環境基本法」が制定され、平成6年には環境基本法に規定された基本理念及び施策を具体化するために、「環境基本計画」が策定されました。そして、循環型社会形成のための法体系が整備され、「循環型社会形成推進基本法」、「家電リサイクル法」及び「建設リサイクル法」などの個別法が制定されました。

自然環境の分野では、平成15年に失われた生態系や自然環境を取り戻すため「自然再生推進法」が制定され、平成20年には生物の多様性を保全し、持続可能な利用を推進するため「生物多様性基本法」が制定されました。

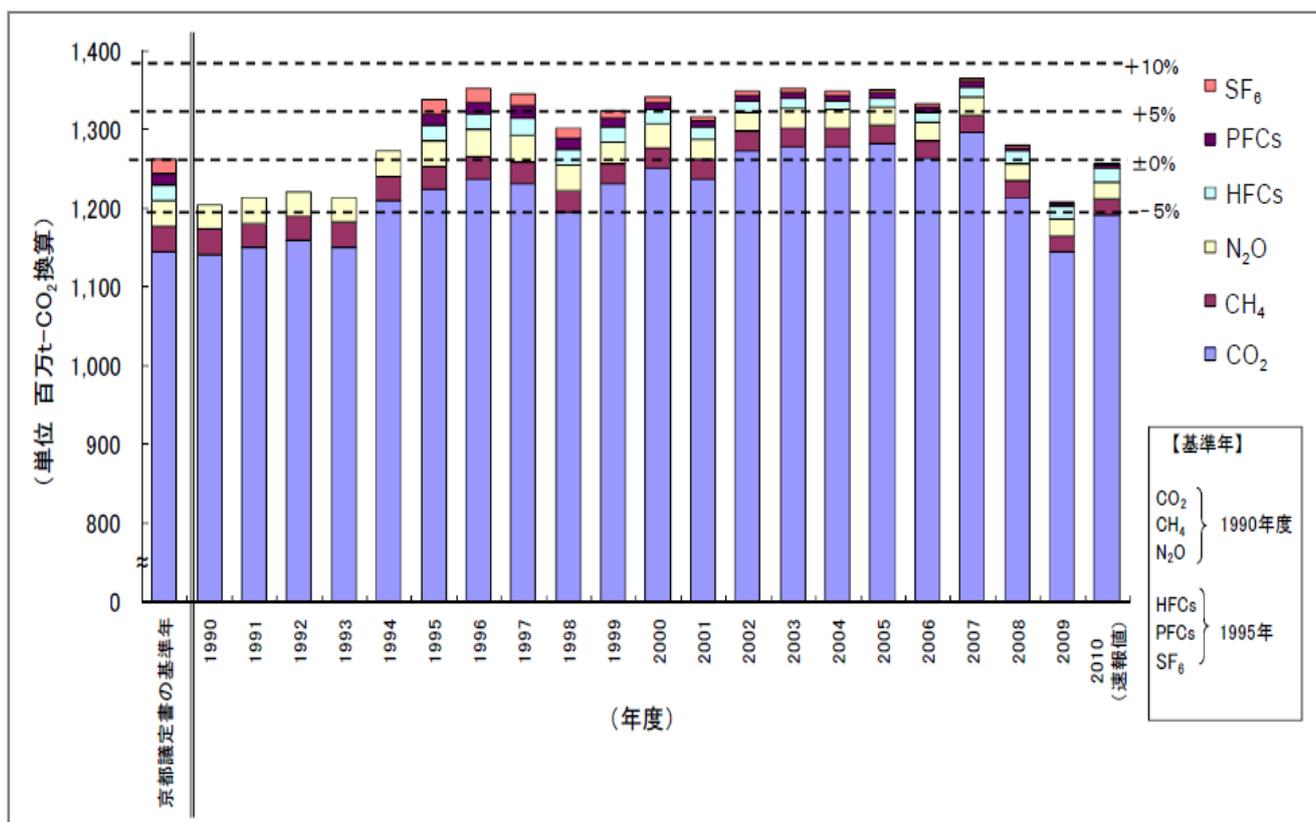
地球環境問題への動向としては、平成9年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締結国会議（COP3）で先進各国の温室効果ガス排出について、削減目標を定めた京都議定書が採択され、平成10年には地球温暖化防止に対応するため「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定されました。平成17年には条約が発効され、わが国は温室効果ガスの排出基準量<sup>1</sup>を6%削減することを義務づけられました。また、平成20年には「エネルギーの使用の合理化に関する法律」が改正され、改正省エネ法として平成21年度から施行され、各事業所における省エネ対策の強化に力が注がれることとなりました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、多くの死亡・行方不明者の発生に加え、住宅・工場の被災や電力不足による経済活動の停滞、福島第1原子力発電所事故によって放射性物質が一般環境に放出され、住民が避難を余儀なくさせられる状況を招くなど、我が国の社会経済に大きな影響を与えました。多くの国民が、自然の持つ圧倒的な力に対し、人間の社会やシステムの脆弱性など、その力の限界を改めて認識し、大量の資源・エネルギーを消費する今日の社会のあり方を見つめ直すとともに、自然との

<sup>1</sup> 温室効果ガス（6種類）の排出基準量…二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）は1990年、その他のハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）は1995年の排出量が基準年となっている。

関わり方を含めて、社会を持続可能なものへと見直していく必要性を改めて意識するなど、国民の間に大きな価値観や意識の変化が生じました。また、政府は新成長戦略実現会議において、エネルギーシステムの歪み・脆弱性を是正し、安全・安定供給・効率・環境の要請に応える短期・中期・長期からなる革新的エネルギー・環境戦略を策定するために、「エネルギー・環境会議」を設置するなどの取り組みを進めています。

■我が国の温室効果ガスの排出量の推移



■資料：平成22年度の温室効果ガス排出量（速報値）について/環境省

(2)鳥取県の動き

鳥取県では、平成8年に複雑化・多様化する環境問題に対応するため、環境行政の基本となる「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定し、平成11年に「鳥取県環境基本計画」を策定しました。この計画は平成17年に改定され、「鳥取県環境アクションプログラム(平成17~19年度)」、「環境先進県に向けた次世代プログラム(平成20~22年度)」を策定して、県民との協働による取り組みを強化してきました。

さらに平成21年には、県・事業者及び県民の地球温暖化対策に取り組む責務を規定した「鳥取県地球温暖化対策条例」が施行されました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第1原子力発電所の事故以降、防災計画の見直しに着手し、島根原子力発電所から30km圏内に位置する境港市・米子市の住民避難計画の策定や中国電力との安全協定締結などに両市と連携して取り組んでいます。

### (3) 米子市の動き

旧米子市においては、昭和47年に「米子市環境保全条例」を制定し、生活環境の保全に努めるとともに、「米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を定め、廃棄物の適正な処理などを行い、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図ってきました。

平成11年には、地球環境問題の重要性を踏まえ、市民・事業者及び行政の役割分担による地球環境保全のための21の行動目標を設定した「アジェンダ21よなご」を策定しました。

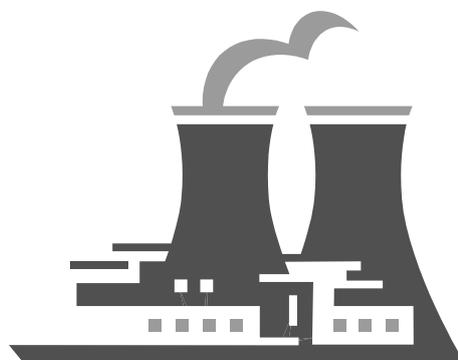
平成17年には、新たな環境問題へ対応するため、市民・事業者及び行政の役割分担や連携により、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現し、この良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とする「米子市環境基本条例」を制定しました。

同年には、市民の健康の保護及び快適な生活環境の確保を図る目的で、「米子市快適な生活環境の確保に関する条例」を議員提案により制定し、公共施設などに対する落書き及び放置自動車の対策を行ってきました。

平成19年3月には、環境の美化を図り、きれいな住みよいまちづくりを推進するため「米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例」を制定し、まちの美観を損ねる空き缶、たばこのぼい捨て、飼い犬などのふんの放置への対策を行い、平成21年10月に旧加茂川河口周辺環境美化推進区域を指定しました。

平成18年9月には、ごみ減量化の一層の推進、ごみ排出量に応じた費用負担の公平性・平等性の確保、ごみ処理経費に係る財源確保の目的で「米子市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の改正を行い、この改正に従って平成19年4月から、ごみ処理の有料化を実施しました。

本市は島根原子力発電所から最短23kmに位置しており、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第1原子力発電所の事故以降、原発事故に対する市民の不安を軽減するため、原発に係る防災計画を見直し、市民の避難計画の策定、中国電力との安全協定の締結などに取り組んでいます。



### 3 上位計画における環境政策の位置づけ

環境基本計画を策定するにあたり、関係する上位計画における環境政策の方向性を抜粋し、次のように整理します。

#### (1) 第3次環境基本計画（環境省/平成18（2006）年4月）

目標年度	平成37（2025）年度頃までに実現すべき社会を見据えながら、当面の環境政策の方向と取組の枠組みを明らかにする。
テーマ	環境・経済・社会の統合的向上
環境政策の展開の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 環境的側面・経済的側面・社会的側面の統合的な向上</li> <li>(2) 環境保全上の観点からの持続可能な国土・自然の形成</li> <li>(3) 技術開発・研究の充実と不確実性を踏まえた取組</li> <li>(4) 国・地方公共団体・国民の新たな役割と参画・協働の推進</li> <li>(5) 国際的な戦略を持った取組の強化</li> <li>(6) 長期的な視野からの政策形成</li> </ul>

#### (2) 鳥取県環境基本計画（鳥取県/平成17（2005）年2月）

##### 1) 鳥取県環境基本計画

目標年度	平成22（2010）年度
テーマ	環境の保全及び創造に関する取組の推進
目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) すべての主体の連携・協働による環境立県</li> <li>(2) 循環を基調とする経済社会システムの実現</li> <li>(3) 自然と人間との共生の確保</li> <li>(4) 快適な環境・美しい景観の保全と創造</li> <li>(5) 地球環境保全に向けた活動の推進と国際連携</li> </ul>

##### 2) 環境先進県に向けた次世代プログラム

目標年度	平成22（2010）年度末
推進項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 環境教育・学習の推進</li> <li>(2) 環境に配慮した活動を持続的に行うための仕組みの普及</li> <li>(3) 二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）など温室効果ガスの削減</li> <li>(4) 自然エネルギーの導入</li> <li>(5) 一般廃棄物の排出抑制、リサイクル率の向上</li> <li>(6) 産業廃棄物の減量・リサイクル率の向上と適正処理の推進</li> <li>(7) 環境産業の育成</li> <li>(8) 三大湖沼の保全・再生</li> <li>(9) 自然環境の保全と野生動植物の保護</li> <li>(10) 環境資源を活用した魅力ある地域づくり</li> <li>(11) まちなみ景観の保全・活用</li> <li>(12) 環境にやさしい農業の推進</li> <li>(13) 森林の持つ多面的機能の向上</li> </ul>

(3) 米子市環境基本条例（米子市/平成 17(2005)年 3 月）

基本理念 (要約)	各主体の役割 分担	市・市民及び事業者の公平な役割分担と連携により、より良好な環境を将来の世代に継承します。
	自然との共生、 潤いのあるま ちづくり	自然と共生し、歴史・文化など地域の特性を活かした潤いと安らぎのあるまちをつくります。
	持続的発展が 可能な社会	持続的発展が可能な、環境への負荷の少ない循環型社会を目指します。
	地球環境保全	全ての人の参加により、地球環境保全を推進します。
環境施策 (要約)	<p>市は条例の理念にのっとり、以下の基本方針に基づいて環境施策を進めます。</p> <p>(1) 市民の健康、快適な生活環境の確保</p> <p>(2) 自然とのふれあい、生態系に配慮した自然環境の保全</p> <p>(3) 地域の特性を活かした景観の形成、自然・文化・産業などの調和の取れた快適な環境の創造</p> <p>(4) 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量の推進</p> <p>(5) 地球環境保全に資する取組の推進</p>	
役割分担 と連携 (要約)	<p>三者はそれぞれが実施する環境保全活動への協力と連携に努めます。</p> <div style="text-align: center;"> </div>	

(4)環境都市宣言（米子市/平成 18(2006)年 3 月）

宣言事項	<p>さわやかな大気・清らかな水・豊かな緑など自然は生きとし生けるものの母胎であり、人間と動植物に生存基盤を与えるのみならず、地球にすむものに調和をもたらすものです。</p> <p>しかし、大気汚染、水の汚濁、緑の枯渇などの自然環境の破壊は、今や地域から地球規模までに拡大し、人類の生存基盤が危うくなりかねない事態を迎えています。</p> <p>我々は、自然環境がもたらす恵みと資源を守り育て、人間の英知のあかしとして、自然との共生のもとに、調和のとれた人間環境をつくり上げていきます。</p> <p>我々は、健全な自然環境が人間の営みと不可欠なものであることを深く認識し、これまでの資源・エネルギー多消費社会を見直し、将来の世代を初め後世に禍根を残さない循環型社会を形成するために、住民、企業、自治体が一体となり、環境先進都市を目指すことを宣言します。</p>
------	---

(5)第2次米子市総合計画（米子いきいきプラン 2011）

策定年次	平成 23（2011）年9月
目標年度	基本構想 平成 32（2020）年度 基本計画 平成 27（2015）年度
米子市の将来像	生活充実都市・米子
まちづくりの目標	<p>(1)『ひと』がいきいき 生涯健やかで安全・安心に暮らせるまちづくり</p> <p>(2)『ところ』がいきいき 人を大切にし、豊かな心と文化を育むまちづくり</p> <p>(3)『ふるさと』がいきいき 人と自然が調和した快適で住みよいまちづくり</p> <p>(4)『あした』がいきいき 活力とにぎわいを生み出す元気なまちづくり</p>



## 4 市民の意識

市民及び事業所の環境問題に対する意識、関心及び行政への要望などについてアンケート調査を実施しましたので、その概要を以下に示します。

### (1) 市民アンケート（一般市民）のまとめ

調査の目的	市民の環境に対する意識、関心及び行政への要望などの把握。
調査期間	平成22年3月2日～3月12日
調査対象	米子市内居住の方から無作為に抽出、郵送により配布・回収
回収率	43.5%（522世帯/1,200世帯）

設問内容	回 答
住みやすさについて	・「住みやすい」または「やや住みやすい」が84.1%で、特に「空気のきれいさ」に満足している市民が多い傾向にあります。
身近な周辺環境の満足度について	・「空気のきれいさ」「自然景観の美しさ」「緑とのふれあいの場」の順で満足度が高いですが、「ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー」については、満足度より不満足度の方が22%上回りました。
将来の世代に残したい環境について	・上位3項目は、「水（川や海を含む）のきれいさ」「空気のきれいさ」「自然景観の美しさ」の順となっています。
解決（改善）しておきたい環境について	・解決（改善）しておきたい環境について、「ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー」が64.0%、「水（川や海を含む）のきれいさ」が43.2%で、この2つが他の項目を大きく上回りました。
環境にやさしい行動について	・「ごみをいつも分別して出している」が93.3%で、日常的にごみの分別が実践されている様子がうかがえます。
環境保全への参加意欲について	・「積極的に環境保全活動に参加していきたい」が2.8%しかなく、多くの人は環境保全活動に対して受身の姿勢であるように見て取れます。
地球温暖化問題について	・「世界的な問題で最優先されるべき一つ」が56.3%で、「現在の生活を多少変えてでも温暖化対策を行うべきである」が42.6%でありながら、その一方で、「温暖化防止対策は必要だと思うが家計の負担増は避けてもらいたい」が67.0%と、意識と行動化のギャップが見て取れます。
事業者に対する期待について	・上位3項目は、①廃棄物の適正な処理、②大気汚染や水質汚濁、騒音などの公害対策の強化、③ダイオキシンや環境ホルモンなどの有害物質の発生抑制であり、利潤追求のあまり法令などを無視した企業活動に対する警戒感があるように考えられます。
行政に対する期待について	・上位3項目は、①公害対策に関する取組み、②不法投棄対策の推進、③河川の再生・水質の改善であり、主に事業者の法令順守に対する監視を期待する声が多いという結果になりました。

## (2) 市民アンケート（事業所）のまとめ

調査の目的	事業所における環境に対する意識、関心及び行政への要望の把握。
調査期間	平成22年3月8日～3月19日
調査対象	米子市内所在の企業から無作為に抽出、郵送により配布・回収
回収率	40.0%（120社/300社）

設問内容	回 答
環境にやさしい取り組みについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上位3項目は、「節電、節水、紙のリサイクルなどに取り組みたい」、「法律などで定められている範囲内で取り組みたい」、「社会貢献のために取り組みたい」の順となっています。</li> </ul>
環境に関する具体的な取り組み内容について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光熱水費の節約が「既に取り組んでいる」が64.3%、「取り組む予定である」を加えると90.2%になります。</li> <li>・逆に「環境関連表彰制度の実施」と「マイカー通勤の自粛」について「取り組む予定はない」が65.7%となっています。</li> </ul>
環境保全のために事業者求められる配慮について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最も多い回答は「廃棄物の適正な処理」で、次いで「リサイクルなどの省資源化、節約などによる省エネルギーの徹底」という順になっています。</li> </ul>
環境改善のための重点施策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上位3項目は、「河川の再生・水質の改善」で、次いで「不法投棄対策の推進」、「ごみの減量・リサイクルの推進を含めた廃棄物の適正な処理に関する取り組み」の順となっています。</li> </ul>
将来の世代に残したい環境について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最も多い回答は「水（川や海を含む）のきれいさ」となっています。</li> </ul>
地球温暖化防止のための費用負担について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最も多い回答は「事務所の費用負担のこれ以上の増加は避けてほしい」で、次いで「負担増もやむをえない」という順になっています。</li> </ul>

### (3) 市民意識からみた課題

#### 1) 地球環境のいま

地球温暖化問題について、「世界的な問題で最優先されるべき問題の一つ」という回答が最も多い一方で、地球温暖化防止のための費用負担については、「家計の負担増はさけてもらいたい」という回答が多くありました。

このことから、家計や事業所の負担増に繋がる地球温暖化防止対策については、前向きな意識ではないことが浮き彫りになりました。

#### 2) 人の暮らしと活動

「ごみは分別して出している」という回答が 93.3%で、環境保全に対する意識の高さが見受けられます。ただし、「ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー」など他者の行動に対する満足度は低いことから、今後はごみ出し・ポイ捨てなどのマナーに対して更なる啓発を行う必要があります。

#### 3) 自然の営み

将来の世代に残したい環境について、「水のきれいさ」を挙げる回答が最も多く、解決（改善）しておきたい環境についても、2番目に多い回答でした。日本海及び中海に囲まれ、日野川をはじめとする河川を多く有する本市にとって、「水のきれいさ」に関する関心が高いことがうかがわれ、この点が今後の優先課題のひとつと考えられます。

#### 4) まちの住みよさ

「空気のきれいさ」、「自然景観の美しさ」についての満足度が高く、全体的にも「住みやすさ」については満足度が高いことから、今後はこの環境を維持していく努力が求められます。

また「公園や広場のやすらぎの場」、「まちなみの美しさ」についての満足度が低いことから、今後この点を改善すれば、さらに「まちの住みよさ」に対する満足度が高くなることがわかります。

#### 5) 環境保全活動

環境保全活動に対しては、積極性を問わなければ、約 8 割弱の人が「参加していきたい」と回答していますが、「時々やっている」という人も含めて 3 割強の人しか環境に関する行事やボランティア活動に参加及び協力を行っていないという回答結果でした。今後は、この意識をどのように行動化につなげるのかが課題であることがわかりました。

## **第2章 環境像と基本目標**

# 1 目指すべき環境像

目指すべき環境像は、本計画を進めていくうえでの将来のあるべき姿を示すものです。ここでは、米子市の環境都市宣言や環境基本条例などを踏まえ、目指すべき環境像を次のように設定します。



## <目指すべき環境像>

自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけるまち

～みんなで守り、育み、伝える米子の環境～

## <この環境像を掲げた想い>

米子市は、碧輝く日本海を望み、秀峰大山を仰ぐ恵まれた環境を享受しながら、弓ヶ浜半島の基部に広がる中海圏域の中核都市として発展してきました。また、一級河川日野川やラムサール条約湿地として登録された中海など、豊かな水辺を有しています。さらに、日本最大級の弥生時代の集落遺跡である国指定史跡「妻木晩田遺跡」や本州で唯一出土した重要文化財「石馬」や、名水百選の「天の真名井」、因伯の名水の「本宮の泉」を有するなど、自然に抱かれ、古代ロマンにあふれています。

しかし、現在私たちは都市化の進展による都市・生活型公害、そして大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動による廃棄物問題、それらによる地球環境への影響など、さまざまな環境問題に直面しています。

そこで、平成18年3月の「米子市環境都市宣言」を踏まえ、市民・事業者・市が一体となり、環境先進都市を目指し、米子市の特色であると同時に宝でもある豊かな自然を守り、将来の世代を担う子どもたちや未来の米子市民に、より良い環境を引き継いでいく役割を認識するために、この環境像を掲げます。

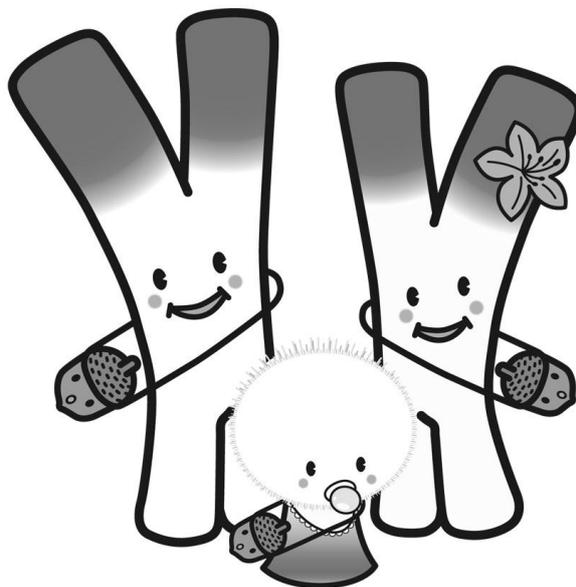


### 米子市環境都市宣言（平成18年3月）

（中略）環境先進都市を目指すことを宣言します。

### 米子市環境基本条例 第3条（基本理念）

- 1 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者の公平な役割分担と連携により、すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる環境を確保し、これを確実に将来の世代に引き継いでいくことを目的として行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を図るとともに、歴史、文化等地域の特性をいかした潤いと安らぎのあるまちづくりを目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、資源の循環を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目的として行わなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であり、すべての者がこれを自らの問題として認識し、日常生活及びあらゆる事業活動において着実に取り組むことにより、積極的に推進しなければならない。



## 2 基本目標

すべての市民が公平に、良好な環境を享受できるよう、われわれ米子市民は、今住んでいる米子市の環境をより良好なものにし、持続可能な社会を構築し、良好な地域環境を将来の世代に引き継いでいきます。

そのため、米子市の目指すべき環境像を実現するため、「第2次米子市総合計画」及び「米子市環境基本条例」を踏まえ、次のような5つの基本目標とそのキーワードを設定します。

### 米子市総合計画くまちづくりの目標

- (1)『ひと』がいきいき：生涯健やかで安全・安心に暮らせるまちづくり
- (2)『ところ』がいきいき：人を大切にし、豊かな心と文化を育むまちづくり
- (3)『ふるさと』がいきいき：人と自然が調和した快適で住みよいまちづくり
- (4)『あした』がいきいき：活力とにぎわいを生み出す元気なまちづくり



### <基本目標>

地球環境の目標	キーワード
1. 地球環境に配慮した循環型のまちづくり	(循環)
生活環境の目標	
2. 健康で安心して暮らせるまちづくり	(安心)
自然環境の目標	
3. 豊かな自然と調和したまちづくり	(共生)
快適環境の目標	
4. 環境資源を活かしたまちづくり	(快適)
環境意識の目標	
5. みんなが環境を考えるまちづくり	(協働)





## 米子市環境基本条例

### <環境施策の基本方針（第7条）>

- (1) 市民の健康、快適な生活環境の確保 (生活環境)
- (2) 自然とのふれあい、生態系に配慮した自然環境の保全 (自然環境)
- (3) 地域の特性をいかした景観の形成、自然・文化・産業等の調和のとれた  
快適な環境の創造 (快適環境)
- (4) 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物減量の推進 (地球環境)
- (5) 地球環境保全に資する取り組みの推進 (地球環境)

### <基本理念の要約（第3条）>

市、市民及び事業者が協働し、自然との共生や潤いのあるまちづくりを行い、持続的発展が可能な社会を目指し、地球環境を保全していく。

先に述べた5つの基本目標に対する目指すべき環境像は以下のとおりです。

### 1. 地球環境に配慮した循環型のまちづくり

私たちの身の回りの活動から、温室効果ガスを減らす取り組みを実践するため、地球温暖化防止対策を推進するとともに、廃棄物の減量化とリサイクルの推進により、環境への負荷の少ない循環型社会のまちづくりを目指します。

### 2. 健康で安心して暮らせるまちづくり

私たちは、きれいな空気の中で生活ができ、おいしい水を飲み続けられ、また騒音や振動などのない環境で生活ができるように、健康で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

### 3. 豊かな自然と調和したまちづくり

私たちは、自然のもつ働きや仕組みを理解するとともに生態系を保全し、豊かな自然を後世へ引き継いでいく義務があります。このため、人と自然が調和したまちづくりを目指します。

### 4. 環境資源を活かしたまちづくり

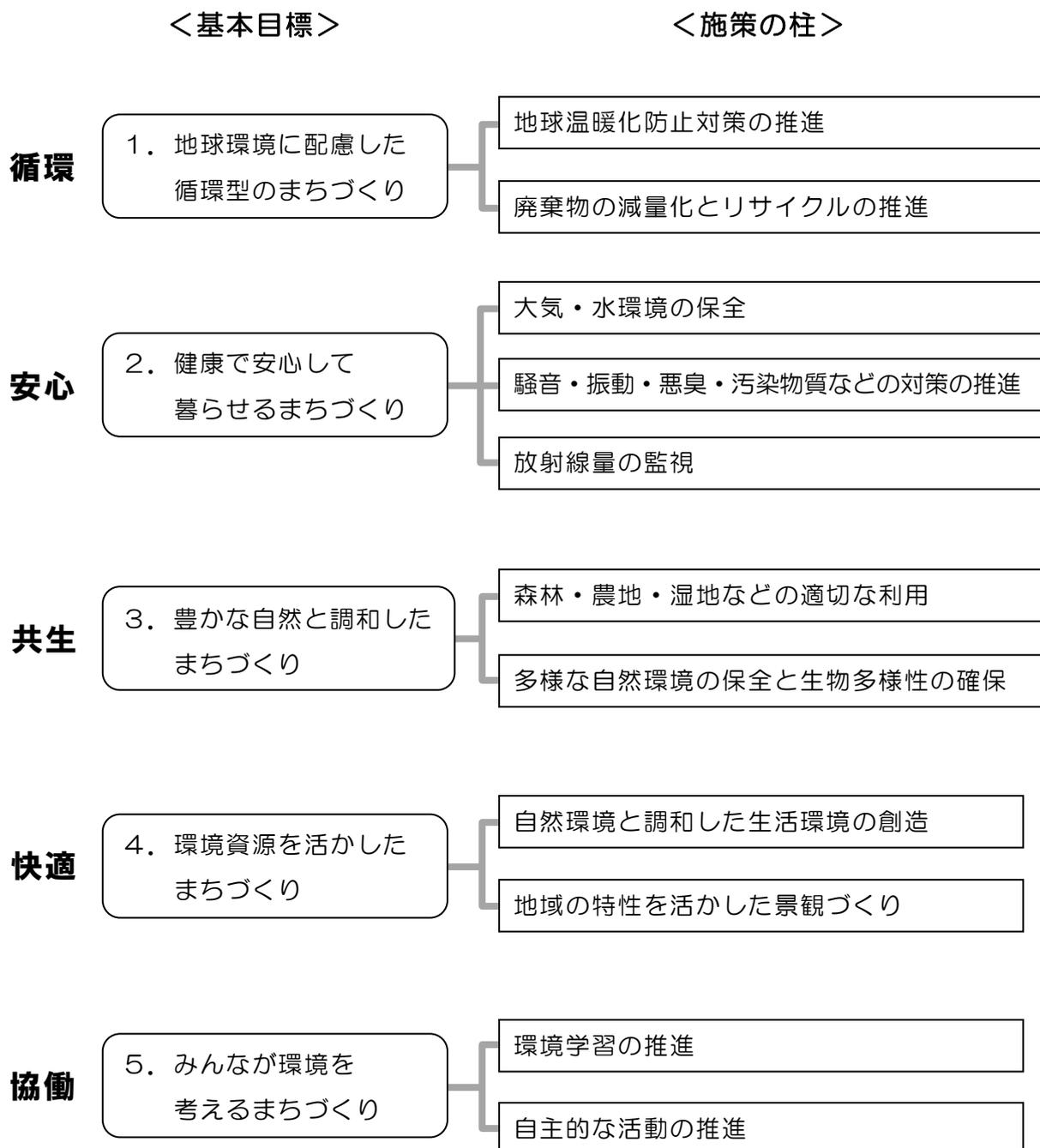
私たちは、まち中に残る緑を大切にし、少しずつ増やしながらか、暮らしの中に緑があふれるまちづくりを進めていきます。また自然や歴史、美しいまちなみ景観などの環境資源を活かしたまちづくりを目指します。

### 5. みんなが環境を考えるまちづくり

私たちを取り巻く環境問題は、今や行政だけで解決することが難しくなっています。より多くの市民や事業者へ環境情報を提供し、自らが環境保全活動に参加して、みんなが環境を考えるまちづくりを目指します。

### 3 施策の柱

設定した5つの基本目標を達成するための取り組みにあたり、それぞれの基本目標に対応して次のような施策の柱を設定します。



## 4 市、市民及び事業者の責務と役割

次章では、施策の柱に掲げた施策・事業の推進にあたって、その活動の主体となる本市の具体的施策及び市民・事業者の行動指針を示します。

環境基本条例では、市、市民及び事業者の責務を次のように定めています。

### 米子市環境基本条例

#### 第4条（市の責務及び役割）

- 1 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策（以下「環境施策」という。）を策定し、及び実施するものとする。
- 2 市は、市民及び事業者の自主的な環境の保全及び創造に関する取組を支援するとともに、これに協力するものとする。

#### 第5条（市民の責務及び役割）

- 1 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の排出の抑制等、環境への負荷を低減するように努めなければならない。
- 2 市民は、環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組むとともに、環境施策並びに市及び事業者が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力するように努めなければならない。

#### 第6条（事業者の責務及び役割）

- 1 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任において、事業活動に伴って生ずる公害を防止するとともに、環境を保全するために必要な措置を積極的に講じなければならない。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動において、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生及び排出の抑制等を推進するとともに、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するように努めなければならない。
- 3 事業者は、環境の保全及び創造に自ら積極的に取り組むとともに、環境施策並びに市及び市民が実施する環境の保全及び創造に関する活動に協力するように努めなければならない。

市、市民及び事業者は、この環境基本条例が示す責務と役割にのっとり行動しなくてはなりません。

## **第3章 具体的施策への展開**

■ 施策の体系 本計画の目指すべき環境像に基づいた環境づくりを実践するため、環境の保全及び創造に関する施策を次のように位置づけます。

目指すべき環境像	基本目標	施策の柱	推進する施策		
自然の恵みに感謝し、ともに歩みつづけよう みんなが守り、育み、伝える米子の環境	1. 循環 地球環境に配慮した循環型のまちづくり (地球環境の目標)	(1) 地球温暖化防止対策の推進	1	温室効果ガス排出量の抑制	① 地球環境問題への意識向上 ② 省エネルギー・省資源化の推進
			2	再生可能エネルギーの導入	① 再生可能エネルギーの導入
			3	省エネ型交通システムの推進	① 自動車利用の抑制 ② 低公害車などの導入とエコドライブの推進 ③ 環境に配慮した物流体系づくり
			4	オゾン層の保護	① オゾン層の破壊防止対策
		(2) 廃棄物の減量化とリサイクルの推進	1	4Rの推進	① ごみの発生抑制(リフューズ)の推進 ② ごみの減量(リデュース)の推進 ③ 再使用(リユース)の推進 ④ 再生利用(リサイクル)の定着
			2	廃棄物の適正処理	① 廃棄物の適正処理 ② 不法投棄防止対策
	3		環境にやさしい商品の利用	① 環境にやさしい商品の利用	
	2. 安心 健康で安心して暮らせるまちづくり (生活環境の目標)	(1) 大気・水環境の保全	1	大気汚染防止対策の推進	① 暮らしに伴う大気環境負荷の低減 ② 工場、事業所などによる大気汚染の防止
			2	生活排水の適正処理	① 生活排水対策
			3	事業活動における水環境の保全	① 水環境の保全
			4	水源の保全	① 水源の保全
		(2) 騒音・振動・悪臭・汚染物質などの対策の推進	1	騒音・振動・悪臭の防止	① 騒音・振動対策の推進 ② 悪臭防止対策の推進
			2	汚染物質などの適正処理	① 有害化学物質対策の推進
			3	新たな環境問題への対応	① 新たな環境問題の情報収集
		(3) 放射線量の監視	1	放射線量のモニタリング、情報提供	① 環境放射線量のモニタリング、情報提供
		3. 共生 豊かな自然と調和したまちづくり (自然環境の目標)	(1) 森林・農地・湿地などの適切な利用	1	森林の保全
	2			農地の保全と活用	① 優良農地の保全と集積の促進 ② 環境にやさしい農業の推進
	3			環境に配慮した漁業の推進	① 環境に配慮した漁業の推進
	4			食物の地産地消の推進	① 食物の地産地消の推進
	5			自然豊かな水辺のあるまちづくり	① 水辺環境の保全・再生
	(2) 多様な自然環境の保全と生物多様性の確保		1	野生動植物の保護	① 野生動植物の保護
			2	生態系を守る取り組み	① 生息空間の保全・創造
			3	特定外来生物対策	① 特定外来生物の防除
			1	緑あふれるまちづくり(身近な緑)	① 緑の保全 ② 緑化の推進
	4. 快適 環境資源を活かしたまちづくり (快適環境の目標)	(1) 自然環境と調和した生活環境の創造	2	適正な土地利用の推進	① 調和のとれた土地利用の推進
1			自然・歴史的景観の保全と活用	① 文化財の保全と活用 ② 伝統文化の継承と活用 ③ 観光資源の整備・活用	
(2) 地域の特性を活かした景観づくり		2	まちなみ景観の保全	① 景観の保全と形成 ② きれいなまちづくりの推進 ③ 危険家屋対策の推進	
		1	環境情報の提供と共有	① 環境情報の提供と共有	
		2	あらゆる世代の環境学習の推進	① 環境学習の推進 ② 環境学習施設の整備 ③ 人材の育成	
5. 協働 みんなが環境を考えるまちづくり (環境意識の目標)	(1) 環境学習の推進	1	参加と協働のまちづくり	① 環境美化団体などの活動の促進 ② パートナーシップの強化	
		2	広域的な連携	① 周辺自治体との連携	

# 1 地球環境に配慮した循環型のまちづくり

## (1) 地球温暖化防止対策の推進

### 1) 現状と課題

人類の生存基盤に関わる環境問題である地球温暖化問題の解決に向け、私たちの日常生活や事業活動を見直し、地球温暖化の主要因である温室効果ガス排出量を削減しなければなりません。

このため本市では、「環境にやさしい米子市役所率先実行計画」に基づき、地球温暖化防止の取り組みを実践しています。

温室効果ガス排出量削減のために、最も有効な手段とされているのが省エネルギー化です。電力・燃料使用の節約や高効率機器の導入など、家庭生活や事業活動の中でできることから取り組むことが重要です。

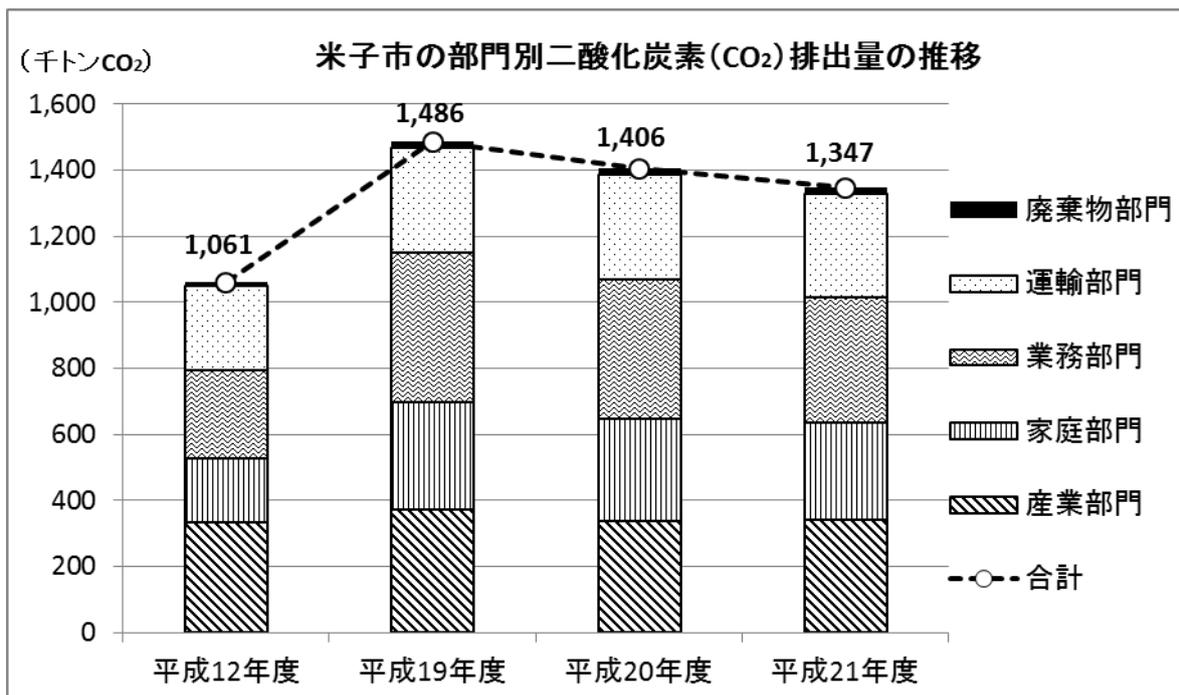
特に、東日本大震災以降、太陽光・太陽熱・風力・小水力・バイオマス熱・地熱など、環境に与える負荷が小さく半永久的に枯渇しない「再生可能エネルギー」が注目されています。「再生可能エネルギー」の普及促進は、省エネルギー化の実践とともに、温室効果ガス排出量削減に向けた課題のひとつといえます。

■米子市の部門別二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量の推移一覧 (単位:千トン CO<sub>2</sub>)

部 門		基 準 年	近 況		
		平成 2 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
産業部門	製造業	285	335	303	297
	建設業・鉱業	33	31	26	30
	農林水産業	15	6	7	14
	小 計	333	372	336	341
家 庭 部 門		194	326	310	295
業 務 部 門		269	451	425	381
運輸部門	旅客自動車	102	171	172	177
	貨物自動車	144	138	134	126
	鉄道	8	10	9	9
	船舶	0	0	0	0
	小 計	254	319	315	312
廃 棄 物 部 門		11	18	20	18
合 計		1,061	1,486	1,406	1,347

※数値の算出根拠

地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル簡易版（平成22年8月）排出量エクセルデータ一覧より集計



資料：前出の表より作成

また、自動車利用に適した生活環境によって、多くの市民にとって自動車はなくてはならないものになっていますが、低公害車<sup>1</sup>や低燃費車など環境への負荷が少ない自動車を利用したり、公共交通や自転車などの交通手段を移動距離や目的に応じて選択するなど、省エネ型の交通社会への移行も重要となってきています。

さらに、地球を取り巻くオゾン層は、太陽光に含まれる多量の紫外線を適切にコントロールして地球を守っていますが、これがフロンなどによって破壊され、地表まで到達する有害な紫外線が増加することにより、人体への健康被害や生態系への影響が懸念されています。過去に生産された冷蔵庫・エアコン・自動車などに使用されているフロンについては、各種法規制に基づいて回収・破壊されることになっていますが、山・川・海などへの不法投棄が増えてきていることから、適正な回収・処理が求められています。

## 2) 市民意識

### 市民アンケート（一般市民）

地球温暖化問題  
について

・「世界的な問題で最優先されるべき一つ」が56.3%、「現在の生活を多少変えてでも温暖化対策を行うべきである」が42.6%でありながら、その一方で、「温暖化防止対策は必要だと思うが家計の負担増は避けてもらいたい」が67.0%で、意識と行動化のギャップがあるように思われます。

<sup>1</sup> 低公害車・・・既存のガソリン自動車やディーゼル自動車に比べ、大気汚染物質や二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の発生が少ない自動車の総称。電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、LPG自動車、水素自動車、燃料電池自動車、バイオディーゼル自動車など多種多様である。

■市民アンケート（事業所）

地球温暖化防止のための費用負担について	・最も多い回答は「事務所の費用負担のこれ以上の増加は避けてほしい」で、次いで「負担増もやむをえない」という順になっています。
---------------------	--

3) 推進する施策

1. 温室効果ガス排出量の抑制

米子市	<p>①地球環境問題への意識向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○省エネ行動の促進を図るための啓発を行う。</li> <li>○地球温暖化防止月間（12月）の周知など温暖化防止に関する啓発を行う。</li> <li>○環境フェアなどの各種イベントの実施及び参加協力を行うとともに、環境に関する出前講座を実施する。</li> <li>○関連法令などに基づき、市内で廃棄される冷蔵庫やエアコンなどの製品の代替フロンについて適正な回収・処理の普及啓発を推進する。</li> </ul>
	<p>②省エネルギー・省資源化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○LED照明、家庭用燃料電池、高効率給湯器などの省エネルギー機器の普及を促進する。</li> <li>○改正省エネ法（正式名称：エネルギーの使用の合理化に関する法律）に基づく中長期計画を実行する。</li> <li>○YES（正式名称：米子市環境マネジメントシステム）及び「環境にやさしい米子市役所率先実行計画」に基づき、率先して省エネルギーに努める。</li> <li>○国内クレジット制度（国内排出量削減認証制度）について調査・研究を行う。</li> </ul>
市民	<p>①地球環境問題への意識向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○啓発イベントなどに参加する。</li> <li>○環境に関する出前講座を活用する。</li> <li>○代替フロン使用商品を廃棄する時に、代替フロン回収に協力する。</li> </ul>
	<p>②省エネルギー・省資源化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○電化製品などの買い替え時には、省エネルギー型商品を購入・使用する。（LED照明など）</li> <li>○住宅の新築・改築時には断熱効果などを考慮した省エネルギー型の住宅にするよう努める。</li> <li>○電気・ガス・灯油などの節約に努める。</li> </ul>
事業者	<p>①地球環境問題への意識向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○啓発イベントなどに参加する。</li> <li>○環境に関する出前講座などを活用し、雇用者を対象に地球環境やエネルギー問題に関する研修などを行う。</li> <li>○冷凍機など代替フロンを使用した機器の廃棄時に、適切な代替フロン回収を行う。</li> </ul>

②省エネルギー・省資源化の推進

- 省エネルギー型製品や技術の開発に努める。
- 環境保全担当の責任者や部署の設置など、環境に配慮した事業体制の整備に努める。
- オフィスや製造現場への省エネルギー型機器の導入に努める。
- 電気・ガス・灯油などの節約、節水及び再生紙利用など、環境負荷の少ないオフィスづくりを推進する。
- 環境管理システム（環境マネジメントシステム）の導入に努める。



○数値目標設定○

設定項目	基準値	目標値
市内全域から排出する二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）の排出量	1,061 千トン-CO <sub>2</sub> （平成 2 年度）	【短期目標】 998 千トン-CO <sub>2</sub> （平成 24 年度）
		【中期目標】 796 千トン-CO <sub>2</sub> （平成 32 年度）

【説明】

短期目標：京都議定書の削減目標値（対平成 2 年度（基準年）比 6%削減）に準じて目標値を設定しています。

中期目標：地球温暖化対策に係わる中長期ロードマップ（環境大臣試案）として発表された削減目標値（対平成 2 年度（基準年）比 25%削減）に準じて目標値を設定しています。

（注）短期及び中期目標ともに国のエネルギー政策等の動向に応じて変更が生じる可能性があります。その場合は、目標値の見直しを行うこととします。



○数値目標設定○

設定項目	基準値	目標値
市有施設から排出する二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）の排出量	14,300t-CO <sub>2</sub> （平成 22 年度）	13,871t-CO <sub>2</sub> （平成 27 年度）

【説明】

改正省エネ法に準じて、施設内での省エネ化及び設備の更新等により年平均 0.6%（合計 3.0%）の削減を目標とします。

## 2. 再生可能エネルギーの導入

米子市	<p>①再生可能エネルギーの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○再生可能エネルギーに関する情報収集及び情報提供を行う。</li> <li>○計画的な再生可能エネルギーの導入について検討する。</li> <li>○太陽光発電システムなどの設置に補助金を交付し、導入推進を図る。</li> <li>○産官学の連携により、温泉熱などの再生可能エネルギー技術の開発・普及を促進する。</li> <li>○メガソーラーなどの大規模な再生可能エネルギー導入企業に対する支援の在り方を検討する。</li> <li>○施設の設備更新時には、再生可能エネルギーの導入を推進する。</li> <li>○ごみ焼却施設における廃棄物発電の有効利用を推進する。</li> <li>○スマートグリッド<sup>1</sup>などのエネルギーの有効活用について調査・研究を行う。</li> </ul>
市民	<p>①再生可能エネルギーの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○再生可能エネルギーの利用に努める。</li> </ul>
事業者	<p>①再生可能エネルギーの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○再生可能エネルギーに関する技術開発を進める。</li> <li>○施設の設備更新時には、再生可能エネルギーの導入を推進する。</li> </ul>



### ○数値目標設定○

設定項目	基準値	目標値
市内全域の太陽光発電システムの需給最大電力ワット数	3,436kw (平成22年10月)	7,000kw (平成27年度)

#### 【説明】

住宅用太陽光発電システムの導入推進を図り、新たに市内約1,000件分の設置を目標とします。

## 3. 省エネ型交通システムの推進

米子市	<p>①自動車利用の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ノーマイカーデーなどを率先して行い、自動車利用の自粛を市民・事業者へ啓発する。</li> <li>○カーシェアリングなど自動車の利用形態について検討する。</li> <li>○自転車を利用しやすい環境・システムづくりの在り方について研究を行う。</li> </ul>
	<p>②低公害車などの導入やエコドライブの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○電気自動車、天然ガス自動車及びハイブリット車などの低公害車の導入や使用</li> </ul>

<sup>1</sup> スマートグリッド…エネルギー需要を把握して、電力の流れを供給側・需要側の両方から制御最適化し、効率よく電気を送電するしくみのこと。

	<p>に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○電気自動車などの購入補助制度の普及啓発を行う。</li> <li>○電気自動車用急速充電器の率先導入を行う。</li> <li>○事業所などへの電気自動車用普通充電器の普及を促進する。</li> <li>○アイドリングストップ運動に県と連携して取り組む。</li> </ul>	
	<p><b>③環境に配慮した物流体系づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○物流業種の集積化を進め、物流体制の効率化を図る。</li> </ul>	
市民	<p><b>①自動車利用の抑制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公共交通機関や自転車を積極的に利用し、自動車の使用を可能な限り減らすよう努める。</li> </ul>	
	<p><b>②低公害車などの導入やエコドライブの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○排出ガス性能、燃費性能に優れた低公害車・低燃費車の購入や使用に努める。</li> <li>○急発進・急加速は控え、駐停車中のアイドリングストップを実施するなどエコドライブを心がける。</li> </ul>	
事業者	<p><b>①自動車利用の抑制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公共交通機関や自転車を積極的に利用し、マイカー通勤の自粛などによって、自動車の使用を可能な限り減らすよう努める。</li> </ul>	
	<p><b>②低公害車などの導入やエコドライブの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○排出ガス性能、燃費性能に優れた低公害車・低燃費車の導入や使用に努める。</li> <li>○電気自動車用普通充電器の設置に努める。</li> <li>○急発進・急加速は控え、駐停車中のアイドリングストップを実践するなどエコドライブを心がける。</li> </ul>	
	<p><b>③環境に配慮した物流体系づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○共同輸配送システムを導入するなど物流の合理化を図り、車両の走行量を削減する。</li> <li>○積載効率の向上を図る。</li> </ul>	

#### 4. オゾン層の保護

米子市	<p><b>①オゾン層の破壊防止対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○フロンガスなどによるオゾン層の破壊について情報を提供し、市民意識の高揚を図る。</li> <li>○フロン使用商品の廃棄について適正な回収・処理の普及啓発を推進する。</li> </ul>
市民	<p><b>①オゾン層の破壊防止対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○オゾン層の保護について関心を持つ。</li> <li>○フロン使用商品を廃棄する時に、フロン回収に協力する。</li> </ul>
事業者	<p><b>①オゾン層の破壊防止対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○フロン使用商品を廃棄する時に、フロン回収・処理を行う。</li> </ul>

## (2) 廃棄物の減量化とリサイクルの推進

### 1) 現状と課題

近年の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式の変化などにより、廃棄物は量的にも質的にも増大し、廃棄物の不法投棄など、その処理に関する課題は深刻なものとなっています。このため廃棄物の減量化・リサイクルの推進・不法投棄の防止などに向けて総合的な対策を図るために、廃棄物処理法・施行令などの改正が繰り返されています。また、家庭や事業所から出るごみの減量化・リサイクルを推進するため、平成12年6月に循環型社会形成推進基本法（基本的枠組み法）が制定され、それにより各種リサイクル法が制定され、住民・事業者・行政がそれぞれの役割を担って、廃棄物の減量化・リサイクルを進めていく体制が整備されてきています。

米子市では、ごみ減量化の一層の推進などを目的に、平成19年度から実施したごみ処理の有料化を契機にごみの排出量が大きく減少し、その後も少しずつ減少しています。また、平成21年度から始めたクリーンセンターの焼却灰の溶融スラグ<sup>1</sup>化の推進などにより、ごみのリサイクル（再使用及び再生利用）も進んできています。

天然資源の消費が抑制され環境負荷が低減された循環型社会の実現に向けて、今後も市民や事業者の協力を得ながら、廃棄物の発生を抑制して廃棄物の減量化を図るとともに、廃棄物の再生利用を推進する必要があります。

#### ■一般廃棄物処理量比較（平成12年度～21年度）（単位：トン）

	12年度 (基準)	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
可燃ごみ	55,599	56,666	55,567	54,420	53,437	53,399 (*1)	57,103	47,283	46,710	45,624
不燃ごみ	3,172	3,423	3,594	3,890	3,693	3,415	4,898	2,791	2,706	2,537
不燃性 粗大ごみ	2,489	1,171	1,143	1,213	1,079	995	1,935	440	510	531
発泡スチロール など(*2)	277	279	285	288	292	47(*1)	93	72	62	62
缶・ビン類	2,477	2,290	2,248	2,038	2,016	2,026	1,898	1,545	1,459	1,397
ペットボトル	210	229	260	251	284	286	297	278	267	260
牛乳パック	33	31	32	37	38	37	35	40	39	38
古紙類	6,384	6,408	6,606	6,530	6,667	6,894	7,324	6,669	6,136	5,611
再利用ビン	130	118	101	84	71	62	63	46	39	34
有害ごみ	79	80	73	72	74	77	81	53	54	60
特定家電	-	10	11	10	4	6	7	6	6	2
集団回収	963	821	764	745	802	851	933	889	866	824
合計	71,813	71,526	70,683	69,578	68,459	68,095	74,665	60,111	58,853	56,981

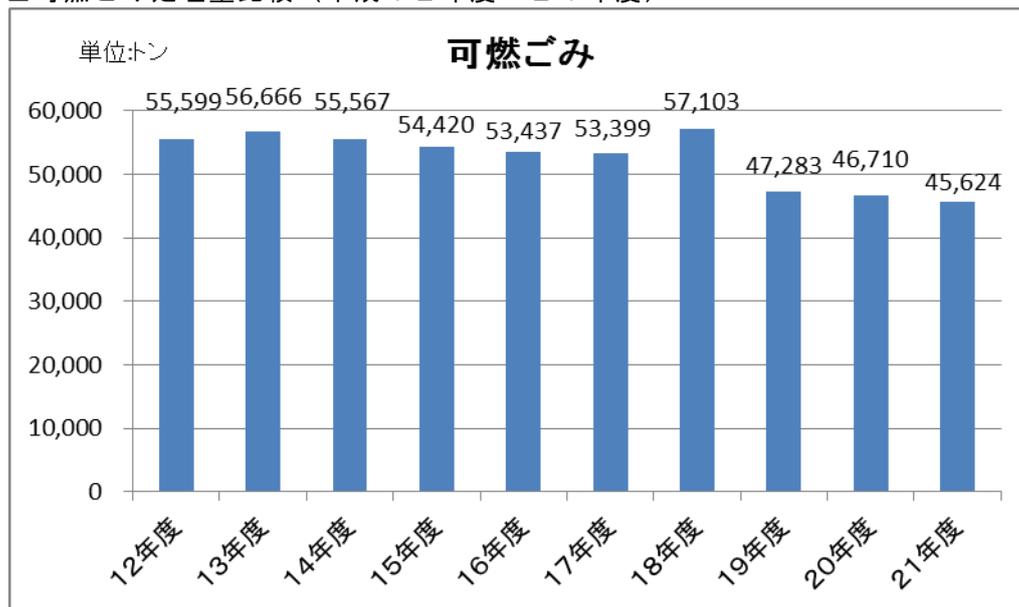
(注) 各項目の数値は、四捨五入しているため合計値が一致しない場合がある。

(\*1) 平成17年4～5月は「発泡スチロールなど」に、6月以降は「可燃ごみ」に含む。

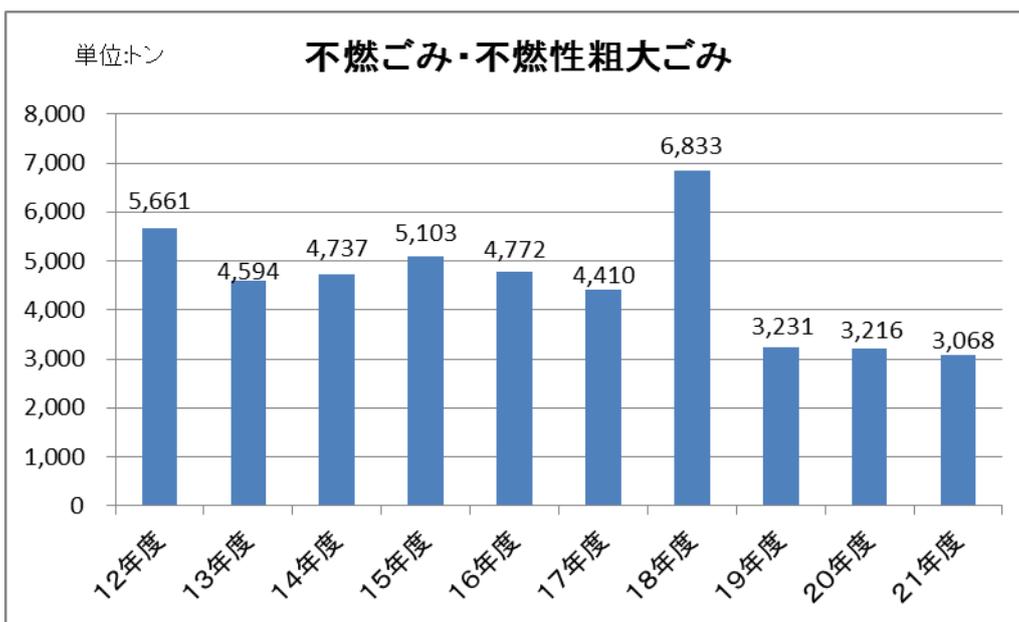
(\*2) 平成18年度以降は白色発泡スチロール・トレイ。

<sup>1</sup> 溶融スラグ・・・廃棄物の焼却灰などを1,300℃以上の高温で溶融したものを冷却し、固化させたもの。近年では建設・土木資材としての積極的な活用が進められている。

■可燃ごみ処理量比較（平成12年度～21年度）



■不燃ごみ・不燃性粗大ごみ処理量比較（平成12年度～21年度）



## 2) 市民の要望

■市民アンケート（一般市民）

環境にやさしい行動について	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ごみをいつも分別して出している」が93.3%で、日常のごみの分別が実践されている様子がうかがえます。</li> </ul>
事業者に対する期待することについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>上位3項目は、①廃棄物の適正な処理、②大気汚染や水質汚濁、騒音などの公害対策の強化、③ダイオキシンや環境ホルモンなどの有害物質の発生抑制であり、法令などを無視した企業活動に対する警戒感があるように考えられます。</li> </ul>

行政に期待することについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上位3項目は、①公害対策に関する取組み、②不法投棄対策の推進、③河川の再生・水質の改善であり、主に事業者の法令順守に対する監視を期待する声が多いという結果になりました。</li> </ul>
---------------	---

### 3) 推進する施策

#### 1. 4Rの推進

米子市	<p><b>①ごみの発生抑制（リフューズ）の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○レジ袋削減のため、マイバック持参運動を推進する。</li> <li>○包装の適正化を図るため、関係団体に要請する。</li> </ul>	
	<p><b>②ごみの減量（リデュース）の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみの減量化について、自治会・公民館などで説明会を実施する。</li> <li>○家庭ごみの排出抑制を啓発する。</li> <li>○生ごみ減量化のため、生ごみ処理機などの普及促進を図る。</li> <li>○「環境にやさしい米子市役所率先実行計画」に基づき、率先してごみの減量化に取り組む。</li> </ul>	
	<p><b>③再使用（リユース）の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「環境にやさしい米子市役所率先実行計画」に基づき、率先して再使用に取り組む。</li> </ul>	
	<p><b>④再生利用（リサイクル）の定着</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみの減量化、リサイクルに関する啓発及び各種情報の提供を行う。</li> <li>○環境フェアなどの各種イベントでの啓発を図る。</li> <li>○クリーンセンター、リサイクルプラザの見学会を行う。</li> <li>○リサイクル推進員及び自治会などとの連携を強化するとともに、住民説明会を通じて指導・啓発を行う。</li> <li>○地域の資源ごみ回収団体の育成を図る。</li> <li>○販売業者に自主的な店頭・拠点回収を要請する。</li> <li>○「環境にやさしい米子市役所率先実行計画」に基づき、率先して再生品の購入に取り組む。</li> </ul>	
市民	<p><b>①ごみの発生抑制（リフューズ）の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○買い物の時はマイバックを持参し、レジ袋を断るよう努める。</li> <li>○過剰包装を断り、簡易包装の普及に協力する。</li> </ul>	
	<p><b>②ごみの減量（リデュース）の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○使い捨て型のライフスタイルを見直し、物の大切さを再確認する。</li> <li>○長期間使用できる商品及び修理体制の充実した商品の購入に努める。</li> <li>○生ごみは生ごみ処理機・コンポスト容器（生ごみ処理容器）などを利用して、たい肥化するように努める。</li> </ul>	
	<p><b>③再使用（リユース）の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○繰り返し使用できる商品の購入・使用に努める。</li> </ul>	

事業者	○修理可能なものは、できるだけ修理して使用するよう努める。	
	<b>④再生利用（リサイクル）の定着</b>	
	○ごみの分別を徹底し、リサイクルとごみの減量化に努める。	
	○リサイクルしやすい商品の購入に努める。	
	○地域の資源ごみ回収団体が実施する資源ごみ回収に積極的に協力する。	
	○スーパーなどで行われる店頭拠点回収を積極的に利用する。	
	○エコショップ（ごみ減量化・リサイクル推進協力店：鳥取県認定）に対する理解を深め、協力する。	
	○再生品の購入に努める。	
<b>①ごみの発生抑制（リフューズ）の推進</b>		
○レジ袋削減のため、マイバック持参運動を推進する。		
○消費者、梱包メーカー、商品メーカーなどと協力し、簡易包装を推進する。		
<b>②ごみの減量（リデュース）の推進</b>		
○ごみになりにくい商品の提供に努める。		
○雇用者に対して研修などを行い、ごみの減量化に努める。		
<b>③再使用（リユース）の推進</b>		
○修理サービスの充実を図る。		
○生産・建設過程で発生する副産物・廃棄物の再利用を図る。		
<b>④再生利用（リサイクル）の定着</b>		
○ごみの分別を徹底し、リサイクルとごみの減量化に努める。		
○リサイクルしやすい商品の購入に努める。		
○わかりやすい材質表示を行うとともに、リサイクルを促すような表示を行うよう努める。		
○スーパーなどで行われる店頭拠点回収を積極的に利用する。		
○エコショップ（ごみ減量化・リサイクル推進協力店：鳥取県認定）に対する理解を深め、協力する。		
○再生品の購入に努める。		



○数値目標設定○

設定項目	基準値	目標値
1人1日あたりのごみ排出量	1,031 g (平成 22 年度)	1,009 g (平成 27 年度)

(注) 事業系食品リサイクル排出量は含んでいません。

【説明】

ごみの発生抑制を市民や事業者働きかけ、現状からさらに 22g 削減することを目標とします。



○数値目標設定○

設定項目	基準値	目標値
ごみのリサイクル率	19.8% (平成22年度)	21.0% (平成27年度)

(注) 事業系食品リサイクル排出量は含んでいません。

【説明】

ごみのリサイクル（再使用及び再生利用）率を今後も維持していくため、分別収集や資源ごみ回収運動などを継続的に推進することによって、現状からさらに1.2%向上することを目標とします。

2. 廃棄物の適正処理

米子市	<p>①廃棄物の適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○分別収集によって資源化を図り、焼却量を削減し、環境への負荷軽減に努める。</li> <li>○焼却施設からの排出ガス濃度を継続的に監視するとともに、法令及び自主規制値を厳守し、排出状況の測定結果を公表する。</li> <li>○一般廃棄物処理施設の効率的な運用を図る。</li> <li>○一般廃棄物処理施設の基幹的整備を実施する。</li> <li>○鳥取県西部広域行政管理組合と連携して焼却灰の適正処理と、新たな最終処分場の確保を図る。</li> <li>○広域可燃ごみ処理施設の設置を検討する。</li> </ul>
	<p>②不法投棄防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○関係機関や地域住民と連携し、監視体制の強化を図る。</li> <li>○不法投棄多発地域をパトロールし、不法投棄物の早期発見・撤去に努める。</li> </ul>
市民	<p>①廃棄物の適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○分別の徹底などごみの排出マナーを守り、分別収集に協力する。</li> </ul>
	<p>②不法投棄防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○不法投棄をしない、また不法投棄を発見したら市・警察へ連絡する。</li> <li>○土地所有者は、不法投棄されないよう防止に努める。</li> </ul>
事業者	<p>①廃棄物の適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一般廃棄物・産業廃棄物の区分に基づいて、適正に処理を行う。</li> <li>○マニフェストにより、産業廃棄物の適正な処理・処分を行う。</li> </ul>
	<p>②不法投棄防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○業者選定を含めて、最終処分まで責任を持つ。</li> <li>○土地所有者は、不法投棄されないよう防止に努める。</li> </ul>

3. 環境にやさしい商品の利用

米子市	<p>①環境にやさしい商品の利用</p> <p>○エコマーク商品、グリーンマーク商品などに関する情報を提供する。</p> <p>○事務用品などを購入する際は、「米子市グリーン購入調達方針」に基づき、率先して再利用・省資源商品の購入に取り組む。</p>
市民	<p>①環境にやさしい商品の利用</p> <p>○エコマーク商品、グリーンマーク商品などに認定されたものを購入するように努める。</p>
事業者	<p>①環境にやさしい商品の利用</p> <p>○エコマーク商品、グリーンマーク商品などに認定されたものを購入するように努める。</p> <p>○エコマーク商品、グリーンマーク商品などに認定される商品の開発に努める。</p>



○数値目標設定○

設定項目	基準値	目標値
市役所におけるグリーン購入実績	98% (平成 22 年度)	100% (平成 27 年度)

【説明】

「米子市グリーン購入調達方針」に基づき、指針で定められた商品は全てエコマーク商品、グリーンマーク商品などに認定されたものを購入することを目標とします。



## 2 健康で安心して暮らせるまちづくり

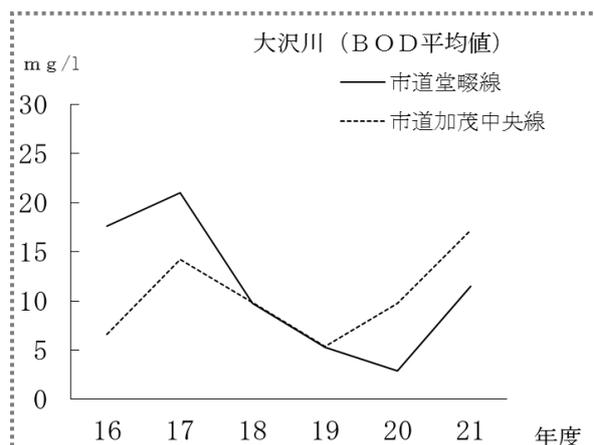
### (1) 大気・水環境の保全

#### 1) 現状と課題

大気汚染の主な原因物質は、工場・事業場などから排出されるイオウ酸化物・ばいじん・粉じん、自動車などから排出される窒素酸化物・一酸化炭素・炭化水素などがあります。この他に、窒素酸化物・炭化水素などが太陽光線（紫外線）を受けて光化学反応を起こすことにより生成される光化学オキシダントがあります。

本市の大気環境についてしてみると、二酸化イオウ、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び一酸化炭素は環境基準をそれぞれ達成しており、おおむね良好な大気環境といえますが、光化学オキシダントは環境基準を達成していません。また、屋外焼却による苦情が増加傾向にあります。このため、発生源における対策を充実し、環境基準を達成するよう努めていく必要があります。

本市の類型指定されている海域・河川における水質はほぼ環境基準を満たしていますが、類型指定<sup>1</sup>されていない河川のなかで、生活排水の流入する大沢川では、上流部において下水道整備が進んでいるものの依然として汚濁状況を表すBOD<sup>2</sup>が高く推移しています。このため、生活排水対策の啓発を推進する必要があります。



一方、中心市街地を流れる旧加茂川は、他の河川からの浄化用水の導入及び下水道整備などにより汚濁が改善し近年BODは横ばい傾向にあります。加茂川も農業集落排水事業や下水道整備などにより同様の傾向にあります。

中海は、環境基準の湖沼類型A（類型C、B、A、AAの順に目標が高い）が定められていますが、COD<sup>3</sup>で見ると環境基準には適合しておらず、経年変化で見ればほぼ横ばいで推移しています。全窒素、全りんについては、湖沼類型Ⅲ（類型V、Ⅳ、Ⅲ、Ⅱ、Ⅰの順に目標が高い）が定められており、これについても、環境基準を満たしていないことから、引き続き水質汚濁防止法により特定事業場からの排水監視及び鳥取県公害防止条例により事業所排水の監視を続けるとともに、家畜排せつ物の適正管理及び環境保全型農業を推進して水質浄化策を推進していく必要があります。

<sup>1</sup> 類型指定・・・水域の利用目的を考え環境大臣または都道府県知事が指定する。

<sup>2</sup> BOD（生物学的酸素要求量）・・・河川の汚れの指標で、この値が大きいほど汚濁している。

<sup>3</sup> COD（化学的酸素要求量）・・・湖沼・海域の汚れの指標で、この値が大きいほど汚濁している。

公共下水道事業は、浸水の防止や生活環境を整備するための基礎的な施設でもあるとともに、中海などの公共用水域の保全のための施設でもあり、現在のところ生活雑排水対策として最も有効な手段となっています。また、高度処理<sup>1</sup>施設を平成14年度から稼働させ、窒素及びリンを除去しています。今後も、公共下水道の整備を計画的に推進していく必要があります。

また本市には、環境省指定名水百選「天の真名井」、鳥取県の因伯の名水「本宮の泉」を代表とする伏流水湧水群があり、水質の監視を行っています。国及び鳥取県においても水質汚濁防止法第16条の規定により、市内地下水の水質を調査しており、測定項目については環境基準を満たしています。これからも市内のきれいで豊富な地下水を守っていく必要があります。

## 1) 市民の要望

### ■市民アンケート（一般市民）

将来の世代に残したい環境について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上位3項目は、「水（川や海を含む）のきれいさ」「空気のきれいさ」「自然景観の美しさ」の順となっています。</li> </ul>
事業者に対して期待することについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上位3項目は、①廃棄物の適正な処理、②大気汚染や水質汚濁、騒音などの公害対策の強化、③ダイオキシンや環境ホルモンなどの有害物質の発生抑制であり、法令などを無視した企業活動に対する警戒感があるように考えられます。</li> </ul>
行政に対して期待することについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上位3項目は、①公害対策に関する取組み、②不法投棄対策の推進、③河川の再生・水質の改善であり、主に事業者の法令順守に対する監視を期待する声が多いという結果になりました。</li> </ul>
解決（改善）しておきたい環境について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解決（改善）しておきたい環境について、「ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー」が64.0%、「水（川や海を含む）のきれいさ」が43.2%であり、この2つが他の項目を大きく上回りました。</li> </ul>

### ■市民アンケート（事業所）

将来の世代に残したい環境について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最も多い回答は「水（川や海を含む）のきれいさ」となっています。</li> </ul>
環境改善のための重点施策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上位3項目は、「河川の再生・水質の改善」で、次いで「不法投棄対策の推進」、「ごみの減量・リサイクルの推進を含めた廃棄物の適正な処理に関する取組み」の順となっています。</li> </ul>

<sup>1</sup> 高度処理・・・標準的な下水処理で得られる処理水の水質をさらにレベルアップさせることを目的として行われる処理方法。

## 2) 推進する施策

### 1. 大気汚染防止対策の推進

米子市	①暮らしに伴う大気環境負荷の低減 ○家庭ごみの野焼き行為の防止について啓発を行う。
	②工場、事業所などによる大気汚染の防止 ○環境基準設定項目を中心に常時監視を継続し、大気汚染にかかる環境基準の達成・維持に県と連携して努める。 ○光化学オキシダント緊急時における市民への周知対策を推進する。
市民	①暮らしに伴う大気環境負荷の低減 ○異臭などの異常を感じたら、市へ連絡する。 ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、家庭ごみの野焼きを止め、悪臭などを発生させない。
	②工場、事業所などによる大気汚染の防止 ○黒煙・異臭・粉塵などの異常を感じたら、市へ連絡する。
事業者	①暮らしに伴う大気環境負荷の低減 ○異臭などの異常を感じたら、市へ連絡する。
	②工場、事業所などによる大気汚染の防止 ○大気汚染物質の排出抑制に配慮した施設や設備の導入に努める。



#### ○数値目標設定○

設定項目	基準値	目標値
空気のきれいさに対する満足度	83.7% (平成 22 年 3 月)	90%以上 (平成 27 年度)

#### 【説 明】

アンケートの結果、高い数値となった満足度について、その状態を維持しつつ、それ以上の満足度を目標とします。



#### ○数値目標設定○



設定項目	現 状	目 標
大気の汚染に係る環境基準の達成状況	【基準達成】 二酸化イオウ、浮遊粒子状物質、 二酸化窒素、一酸化炭素	現状維持し、さらに良好な環境
	【基準未達成】 光化学オキシダント (平成 21 年度)	環境基準の達成

◇大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化イオウ	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること

2. 生活排水の適正処理

米子市	<p>①生活排水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○水質汚濁にかかる環境基準の達成・維持に向け、常時監視を県と連携して実施する。</li> <li>○「中海に係る湖沼水質保全計画」、「米子市生活排水対策推進計画」に基づいた水質浄化対策を推進する。</li> <li>○住民で組織する「米子市環境をよくする会」、「加茂川を美しくする運動連絡協議会」など、水環境保全団体の活動支援を行う。</li> <li>○除草や浚渫、側溝、道路清掃を推進するなど流出水対策を講じる。</li> <li>○下水道など整備地域において水洗化の促進を図る。</li> <li>○公共施設の下水道施設への接続及び合併処理浄化槽の設置を推進する。</li> <li>○合併処理浄化槽の普及のための助成制度の周知を図る。</li> <li>○下水道未整備地区において計画的に整備を行う。</li> <li>○下水道施設の適切な維持管理を図るとともに、長寿命化支援制度を活用して効率的な改築・更新を行う。</li> <li>○下水道汚泥を資源化により有効利用する。</li> </ul>
市民	<p>①生活排水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境に配慮した洗剤の使用や、食器の付着汚れは紙などで拭き取るなど、適正な排水に努める。</li> <li>○市内の河川などの清掃活動に協力・参加する。</li> <li>○公共下水道や農業集落排水の整備済み地域においては、速やかに下水道施設への接続を行う。</li> <li>○下水道未整備地区においては、合併処理浄化槽の設置に努める。</li> </ul>
事業者	<p>①生活排水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所排水を適正に管理する。</li> <li>○市内の河川などの清掃活動に協力・参加する。</li> <li>○公共下水道や農業集落排水の整備済み地域においては、速やかに下水道施設への接続を行う。</li> <li>○下水道未整備地区においては、合併処理浄化槽の設置に努める。</li> </ul>



○数値目標設定○

設定項目	基準値	目標値
水のきれいさに対する満足度 (類型指定されていない河川)	54.8% (平成22年3月)	70%以上 (平成27年度)

【説明】

アンケートの結果、約半数の人が満足していない状態であり、相当数の人が水のきれいさに満足を感じる状態を目標とします。



○数値目標設定○

設定項目	基準値	目標値
污水处理人口普及率	86.8% (平成22年度)	90.4% (平成27年度)

【説明】

本市の人口のうち、污水处理施設（公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等）が使えるようになった市民の割合を表します。污水处理施設の計画的な整備を進めることにより、3.6%増やすことを目標とします。

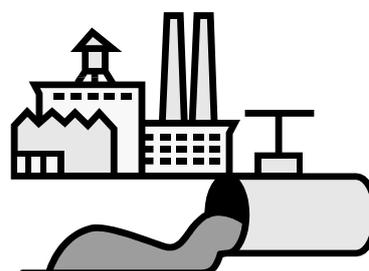


○数値目標設定○

設定項目	基準値	目標値
水洗化率	84.6% (平成22年3月)	86% (平成27年度)

【説明】

污水处理施設が使えるようになった市民のうち、水洗便所に改造し、污水处理施設に接続した市民の割合を表します。市民への普及活動を推進し、毎年0.3%増やすことを目標とします。





○数値目標設定○

設定項目	現 状	目 標
美保湾水質 (A 類型海域)	【基準達成】 pH、COD、DO、大腸菌群数、油分 (平成 21 年度)	現状維持し、さらに 良好な環境
日野川水質 (AA, A 類型河川)	【基準達成】 pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数 (平成 21 年度)	現状維持し、さらに 良好な環境
中海水質 (A 類型湖沼)	【基準達成】 pH、SS、DO、大腸菌群数 (平成 21 年度)	現状維持し、さらに 良好な環境
	【基準未達成】 COD、全窒素、全リン (平成 21 年度)	環境基準の達成

■ 水質汚濁に係る環境基準（生活環境項目）

水域名	類型	pH	BOD mg/ℓ	COD mg/ℓ	SS mg/ℓ	DO mg/ℓ	大腸菌 群数 MPN /100mℓ	油分	全窒素 mg/ℓ	全りん mg/ℓ
日野川 (旧日野橋 から上流)	河川 AA	6.5 ～ 8.5	1 以下	—	25 以下	7.5 以上	50 以下	—	—	—
日野川 (旧日野橋 から下流)	河川 A	6.5 ～ 8.5	2 以下	—	25 以下	7.5 以上	1,000 以下	—	—	—
中 海	湖沼 A	6.5 ～ 8.5	—	3以下 第5期湖沼 水質保全 計画目標値 5.1 (25年度)	5 以下	7.5 以上	1,000 以下	—	—	—
	湖沼 Ⅲ	—	—	—	—	—	—	—	0.4以下 第5期湖沼 水質保全 計画目標値 0.46mg/ℓ (25年度)	0.03以下 第5期湖沼 水質保全 計画目標値 0.046mg/ℓ (25年度)
美保湾	海域 A	7.8 ～ 8.3	—	2以下	—	7.5 以上	1,000 以下	検出さ れない こと	—	—



### 3. 事業活動における水環境の保全

米子市	<p>①水環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公共用水域（中海、河川など）については、関係機関と協力して事業所排水の指導の充実を図り、水質浄化を推進する。</li> <li>○地下水汚染対策として、施肥の適正化や家畜排せつ物の適正処理を推進する。</li> <li>○環境にやさしい農業を県と連携して推進する。</li> <li>○環境保全型農業直接支援対策を推進し、地域の水環境の向上を図る。</li> <li>○需要に応じた工業用水の確保と安定供給を実施する。</li> </ul>
市民	<p>①水環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○汚濁や異臭などの異常を感じたら、市へ連絡する。</li> </ul>
事業者	<p>①水環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○排水処理設備を整備・点検する。</li> <li>○排水のモニタリングを実施する。</li> <li>○排水などの地下浸透防止に努める。</li> <li>○農畜産業においては、適切な施肥や家畜排せつ物の適正な管理に努める。</li> <li>○事業活動における水の節約や循環利用を進める。</li> </ul>

### 4. 水源の保全

米子市	<p>①水源の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○水源の再生、更新及び水源開発を推進する。</li> <li>○水源かん養林の保全及び育成を行う。</li> <li>○自然と環境の保全に向けた啓発活動を推進する。</li> <li>○雨水利用及び雨水浸透枘の設置について調査・研究を行う。</li> <li>○県と連携して地下水源の保全に努める。</li> </ul>
市民	<p>①水源の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○水源上流部での環境保全に留意する。</li> </ul>
事業者	<p>①水源の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○水源上流部で開発行為を行う場合や排水時においては、環境保全に留意する。</li> </ul>



## (2) 騒音・振動・悪臭・汚染物質などの対策の推進

### 1) 現状と課題

本市の住民から寄せられる公害苦情には、騒音・悪臭に関する苦情が多く、これらの苦情は生活環境において発生するケースが多く見受けられます。

本市においては、騒音に係る環境基準が定められており、鳥取県は騒音規制法に基づき市内国道などの各区分において自動車騒音レベルを予測し、環境基準に準じて評価しています。ほとんどの路線で基準を満足していますが、一部で昼夜ともに基準を満たしていない区間がありました。

本市の住民から寄せられる典型7公害の苦情は、大気汚染・水質汚濁に次いで、騒音・悪臭に関する苦情が寄せられていることから、発生源を特定して対策を講じていくことが必要です。

■自動車騒音調査結果（評価区間全体）

	路線名	評価区間の所在地		延長(km)	車線数	等価騒音レベル(dB)		評価対象戸数(戸)	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
						昼間	夜間		(%)	(%)	(%)	(%)
1	国道9号	二本木	二本木	0.8	2	71	65	4	100	0	0	0
2	国道9号	二本木	西福原1丁目	4.5	4	72	66	237	93	0	2	6
3	国道9号	西福原2丁目	角盤町	0.9	4	70	68	177	90	10	0	0
4	国道9号	角盤町	加茂町	0.8	4	69	65	81	100	0	0	0
5	国道9号	加茂町	陰田町	2.4	2	69	66	207	75	25	0	0
6	国道180号	目久美町	富士見町	2.2	4	65	59	224	100	0	0	0
7	国道181号	福市	博労町	3.2	4	70	64	214	100	0	0	0
8	国道431号	大篠津町	河崎	5.3	4	78	72	41	98	2	0	0
9	国道431号	両三柳	皆生5丁目	2	4	69	64	131	100	0	0	0
10	国道431号	河崎	両三柳	2	4	-	-	158	90	0	0	10
11	国道431号	上福原5丁目	皆生新田2丁目	1	4	-	-	90	100	0	0	0
12	国道431号	大篠津町	大篠津町	0.7	4	-	-	6	100	0	0	0
13	淀江岸本線	尾高	日下	2.5	2	-	-	49	98	0	2	0
14	皆生車尾線	皆生温泉2丁目	車尾3丁目	2.9	2	65	60	214	100	0	0	0
15	米子環状線	目久美町	観音寺新町3丁目	1.9	2	-	-	220	100	0	0	0
16	米子環状線	夜見町	彦名町	3	2	-	-	167	100	0	0	0
17	米子広瀬線	古市	新山	2.1	2	-	-	11	100	0	0	0
18	米子停車場線	加茂町	明治町	0.7	4	66	59	60	100	0	0	0
19	米子境港線	加茂町	彦名町	4.8	4	70	63	326	100	0	0	0
20	米子境港線	彦名町	大篠津町	6.4	4	71	63	18	100	0	0	0
21	両三柳後藤停車場線	両三柳	両三柳	0.7	2	66	63	67	100	0	0	0
22	米子環状線	陰田町	大谷町	1.9	2	69	62	89	100	0	0	0

注：等価騒音レベルとは、騒音レベルが時間とともに不規則かつ大幅に変化している場合に、ある時間内で変動する騒音レベルのエネルギーに着目して時間平均値を算出したもの。

振動は騒音と密接に関係しており、その発生源は工場・事業場・土木工事・自動車などが主体となることが多く、騒音と同じように極めて感覚的なものではありませんが、振動規制法に基づき、特定施設を有する事業所及び特定建設作業をはじめとする振動を発生する事業活動を行う際は、周辺的生活環境への配慮が必要です。

悪臭は、人の感覚に直接作用して嫌悪感・不快感を与える代表的な感覚公害です。臭いは個人の感覚や嗜好によって大きく影響され、またその質や不快感は量や種類及び成分によって異なっており、悪臭物質の構成成分は数万種類もあると言われ、それらの成分間には相乗・相殺作用があり非常に複雑です。

悪臭防止法に基づき、規制区域内における事業場からの悪臭物質の濃度を測定した結果、規制基準値は超えていませんでしたが、引き続き監視を続けていく必要があります。

また、化学物質による人の健康及び環境保全上の支障を未然に防ぐため、鳥取県に協力して有害物質使用施設からの排出に対する監視に努めています。

アスベスト飛散による健康被害を防止し、安全・安心な生活環境を確保するため、民間建築物の吹付けアスベスト分析調査費用及びアスベスト除去など工事費用の一部を助成するとともに、建築物を解体する場合、建設リサイクル法の届出時にアスベストの有無の確認と適正な対応を指導しています。鳥取県では、大気汚染防止法に基づく飛散防止対策の届出及び県条例により適正処理を指導しています。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、鳥取県が行う一般環境中のダイオキシン類の汚染状況では、環境基準を達成していました。今後も鳥取県に協力して特定施設に対する監視を続ける必要があります。



## 2) 市民の要望

### ■市民アンケート（一般市民）

<p>事業者に期待することについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上位3項目は、①廃棄物の適正な処理、②大気汚染や水質汚濁、騒音などの公害対策の強化、③ダイオキシンや環境ホルモンなどの有害物質の発生抑制であり、利潤追求のあまり法令などを無視した企業活動に対しての警戒感があるように考えられます。</li> </ul>
<p>行政に期待することについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上位3項目は、①公害対策に関する取組み、②不法投棄対策の推進、③河川の再生・水質の改善であり、主に事業者の法令順守に対する監視を期待する声が多いという結果になりました。</li> </ul>

### 3) 推進する施策

#### 1. 騒音・振動・悪臭の防止

米子市	<p><b>①騒音・振動対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○適切な騒音防止対策を講じるため、騒音監視の充実を図る。</li> <li>○特定建設作業時の騒音・振動発生抑制を指導する。</li> <li>○事業者に対する防音対策の指導を行う。</li> <li>○近隣自治体や県と連携し、航空機騒音対策を推進する。</li> <li>○近隣騒音に対する相談内容を把握し、早期対策を講じる。</li> </ul>
	<p><b>②悪臭防止対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域で発生する悪臭を抑制するため、その発生源に対して悪臭防止法や条例に基づく指導を行うとともに、市民の意識啓発に取り組む。</li> <li>○工場・事業所及び飲食店などに対し、施設の適正管理についての指導を行い、悪臭防止対策を推進する。</li> </ul>
市民	<p><b>①騒音・振動対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○時間帯や音量を考え、近隣騒音を発生させないなど、日常生活におけるマナーやルールを守る。</li> </ul>
	<p><b>②悪臭防止対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみの放置禁止や、浄化槽の適正な管理など、悪臭を発生させないように努める。</li> </ul>
事業者	<p><b>①騒音・振動対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所、特定建設作業における騒音・振動を防止する。</li> <li>○深夜営業時は音量を下げ、防音対策を実施する。</li> <li>○事業用車両を適正に管理し、騒音を発生させない。</li> </ul>
	<p><b>②悪臭防止対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所や店舗からの悪臭発生を防止する。</li> </ul>

#### 2. 汚染物質などの適正処理

米子市	<p><b>①有害化学物質対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○有害化学物質についての正しい情報を、県と連携して市民・事業者提供する。</li> <li>○アスベスト<sup>1</sup>撤去支援事業を進める。</li> <li>○土壌汚染対策を県と連携して行う。</li> </ul>	
-----	---	---

<sup>1</sup> アスベスト（石綿）・・・天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付け石綿などの除去などにおいて所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがある。この繊維は、肺線維症（じん肺）、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性があることが知られている（WHO報告）。健康被害は、石綿を扱ってから長い年月を経て出てくる。

市民	<p>①有害化学物質対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○有害化学物質などについて関心を持つ。</li> <li>○油脂類・農薬などの適正な処理を行う。</li> </ul>
事業者	<p>①有害化学物質対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ホルムアルデヒド<sup>1</sup>を含む建材などによる環境汚染を防止する。</li> <li>○有害化学物質などについては「P R T R法<sup>2</sup>」による管理を徹底する。</li> <li>○有害化学物質などを適正に管理し、土壌や地下水の汚染を防止する。</li> <li>○最適な技術を用いた設備の導入、使用の合理化、回収、再利用、代替物質への転換などの対策を進める。</li> </ul>

### 3. 新たな環境問題への対応

米子市	<p>①新たな環境問題の情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新たな環境問題に関する情報収集を行う。</li> </ul>
-----	---

<sup>1</sup> **ホルムアルデヒド**…急性毒性があり、皮膚や粘着に対する刺激が強く、空气中濃度が一定以上の水準になると人体に様々な影響を及ぼす。また、長期にわたって暴露することによりアレルギー性接触性皮膚炎のリスクや、発癌性についても指摘されている。

<sup>2</sup> **P R T R (Pollutant Release and Transfer Register : 化学物質排出移動量届出制度)**…有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握・集計し、公表する仕組み。これにより、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができるようになる。諸外国でも導入が進んでおり、日本では1999(平成11)年、「特定化学物質の環境への排出量の把握など及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)により制度化された。

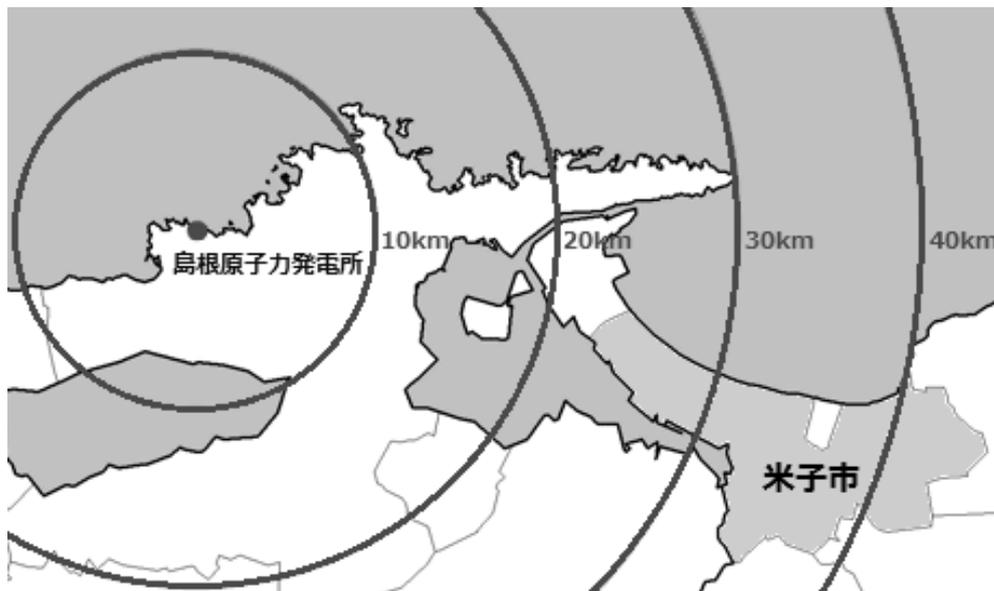
### (3)放射線量の監視

#### 1) 現状と課題

東日本大震災に伴う福島原子力発電所の事故が発生してから、放射性物質の漏洩リスクに対する不安が高まってきています。本市は島根原子力発電所から最短23kmに位置していることから、市民の関心も高いのが現状です。

今後は、目に見えない放射性物質に対する不安を取り除く観点や非常時には速やかに避難行動をとれるように、放射線量のモニタリング情報などを適切に発信していかねばなりません。

#### ■島根原子力発電所と米子市の位置関係図



#### 2) 推進する施策

##### 1. 放射線量のモニタリング、情報提供

米子市	<p>①環境放射線量のモニタリング、情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境放射線モニタリング情報の入手に、国・県などと連携して努めるとともに、モニタリング結果を公表する。</li> <li>○中国電力に対して、島根原子力発電所の安全対策の充実と安全協定の改定などを求める。</li> <li>○食品の放射能検査による食の安全安心に努める。</li> </ul>
市民	<p>①環境放射線量のモニタリング、情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報収集を行うとともに、原子力発電や放射性物質などに関する正しい理解に努める。</li> <li>○緊急時には、県や市の必要に応じた避難指示などに従う。</li> </ul>
事業者	<p>①環境放射線量のモニタリング、情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○情報収集を行うとともに、原子力発電や放射性物質などに関する正しい理解に努める。</li> <li>○緊急時には、県や市の必要に応じた避難指示などに従う。</li> </ul>

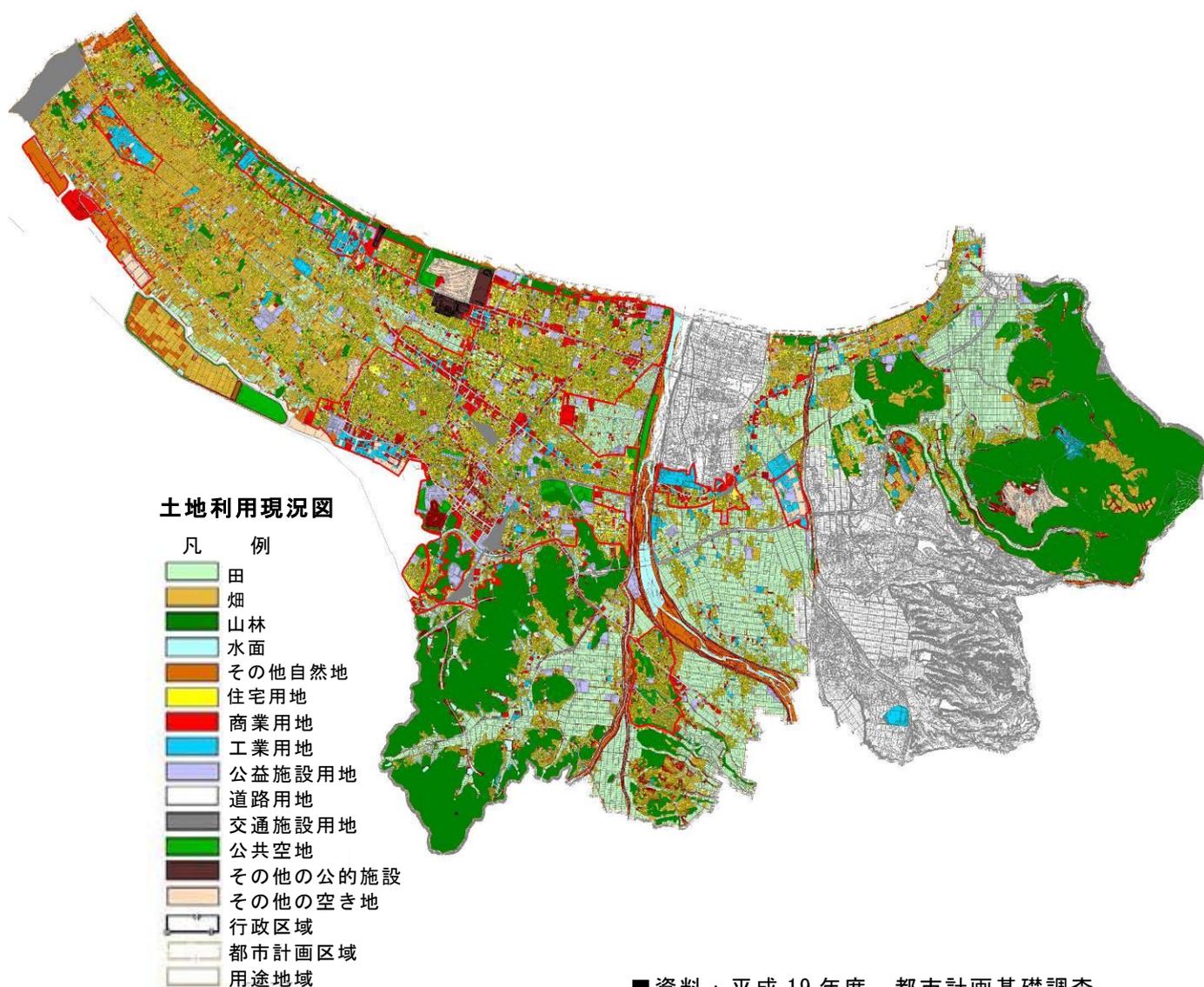
### 3 豊かな自然と調和したまちづくり

#### (1) 森林・農地・湿地などの適切な利用

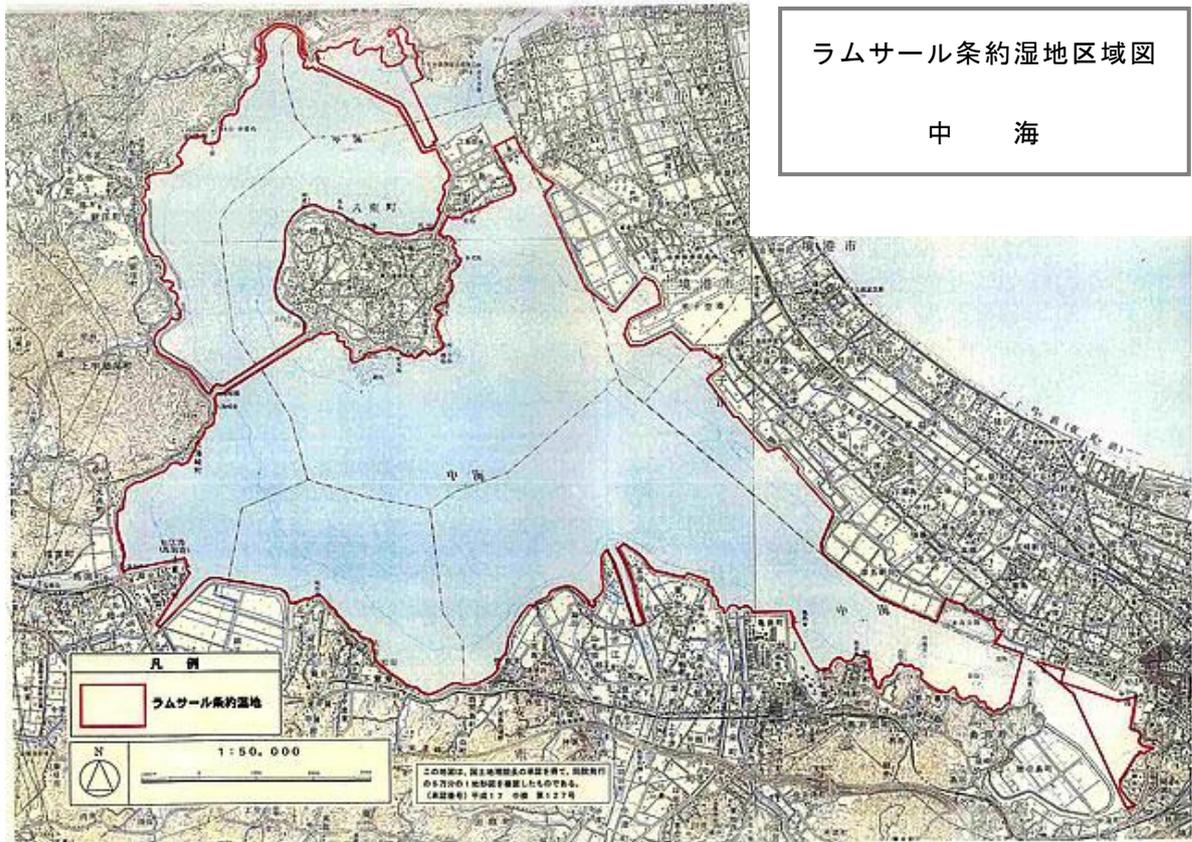
##### 1) 現状と課題

本市の森林・湿地は、昭和 30 年代までは燃料や肥料の供給源として人々の生活に密着し適切に利用された場所でした。しかし、高度経済成長に伴い、家庭での電気・ガスの普及や農業での農薬・化学肥料の使用増加により、これらは生活からかけ離れた場所になり、森林の松枯れ・湿地の富栄養化が進んでしまいました。

山林や原野など、農地を合わせると、市の総面積に占める割合はおよそ 50%あります。今後は、これらが有する「水源のかん養、野生生物の生息地・生育地の保全、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の吸収による温暖化防止、良好な景観の形成」といった多面的な機能が持続的に果たせるような適切利用が求められており、農林水産業など第一次産業の持続的な発展を推進する必要があります。



また、ラムサール条約<sup>1</sup>登録湿地である中海は汽水湖であり、多様な生物が生息し生産力が高い豊かな湖沼ではありますが、その半面、富栄養化及び底質の悪化などによる貧酸素水塊が存在し、魚介類の大量へい死を引き起こすこともあります。流入する汚濁負荷の削減などの水質改善に継続して取り組むとともに、米子湾など閉鎖性の強い水域における汚濁の解明も求められています。



■資料：米子市資料

## 2) 推進する施策

### 1. 森林の保全

米子市	<p>①森林の整備・保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○間伐、枝打ちなど造林保育事業を推進する。</li> <li>○松くい虫防除事業を推進する。</li> </ul>
事業者	<p>①森林の整備・保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○森林の違法開発及び森林への不法投棄の防止に努める。</li> </ul>

<sup>1</sup> ラムサール条約・・・特に水鳥の生息地として大切な湿地の保全と賢明な利用を目的とした国際的な条約で、イランのラムサールという町で取り決められたので、その名前をとってラムサール条約と呼ばれている。

## 2. 農地の保全と活用

米子市	<p>①優良農地の保全と集積の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づく土地利用及び担い手の育成を推進する。</li> <li>○農地の集約化を図り、農家の規模拡大を促進する。</li> <li>○農業振興地域整備計画に基づく農用区域内の耕作放棄地対策事業を促進する。</li> </ul>
	<p>②環境にやさしい農業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「鳥取県有機・特別栽培農産物推進計画」に基づき有機農業など環境にやさしい農業を県と連携して推進する。</li> </ul>
事業者	<p>①優良農地の保全と集積の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○利用権設定など制度を利用し、耕作放棄地を生じさせない。</li> </ul>

## 3. 環境に配慮した漁業の推進

米子市	<p>①環境に配慮した漁業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○廃船や漁網などの廃棄物の適正処理を啓発する。</li> <li>○魚礁の設置などによって整備された沿岸漁場を適正に管理することで、効率的な漁業活動を支援する。</li> </ul>
市民	<p>①環境に配慮した漁業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○海洋・河川への廃棄物投棄をしない。</li> </ul>
事業者	<p>①環境に配慮した漁業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○廃船や漁網などの廃棄物を適正に処理する。</li> </ul>



## 4. 食物の地産地消<sup>1</sup>の推進

米子市	<p>①食物の地産地消の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地産地消に関する情報を提供する。</li> <li>○地産地消促進のため、学校給食への地場農畜産物の使用に努める。</li> <li>○中海圏域の特産食材を取り入れた給食を実施する。</li> <li>○栄養教諭などによる学校訪問を行い、食育を推進する。</li> <li>○鳥取県及びJAと食材の生産・流通などについて情報交換を行う。</li> </ul>	
市民	<p>①食物の地産地消の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○できるだけ地場産品を購入する。</li> </ul>	
事業者	<p>①食物の地産地消の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地元農産物の加工品の生産を促進する。</li> </ul>	

<sup>1</sup> 地産地消・・・地元で生産されたものを地元で消費することを意味しており、生産者と消費者の距離が縮まり、安全安心なものの提供を行うものである。

5. 自然豊かな水辺のあるまちづくり

米子市	<p>①水辺環境の保全・再生</p> <p>○ラムサール条約登録湿地である中海の賢明な利用などの支援及び調査・研究を県と連携して行う。</p> <p>○自然環境の保全・自然再生事業を県と連携して支援する。</p>
市民	<p>①水辺環境の保全・再生</p> <p>○水辺の清掃活動などに協力・参加する。</p>
事業者	<p>①水辺環境の保全・再生</p> <p>○水辺の清掃活動などに協力・参加する。</p>

(2)多様な自然環境の保全と生物多様性の確保

1) 現状と課題

本市の動物は、コハクチョウなど水鳥公園を利用する鳥類が多く、ムスジイトトンボなどのように県内では本市でしか確認されていない種もあります。

また、表にある種の中で日本固有種であるものが10種以上あることから、米子市だけでなく日本の貴重な動物について、種を絶やさないうよう保全していくことが必要です。



■米子市の絶滅のおそれのある野生動物一覧

	絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足	その他重要種	合計
哺乳類	0	0	0	1	0	0	1
鳥類	1	5	11	33	6	0	56
爬虫類	0	0	0	0	2	0	2
両生類	0	0	2	1	2	1	6
淡水魚類	0	1	3	6	0	0	10
昆虫類	0	1	5	17	0	1	24
甲殻類・多足類等	0	0	0	0	0	2	2
陸・淡水産貝類	0	0	0	1	0	1	2
計	1	7	21	59	10	5	103

□資料：レッドデータブックとっとり鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物 <動物編>平成14年



コハクチョウ



ムスジイトトンボ

本市の植物は、ツツイトモやリュウノヒゲモなどのように県内では本市でしか確認されていない種があり、また水鳥公園内において貴重な生息地となっているものが何種か存在しています。

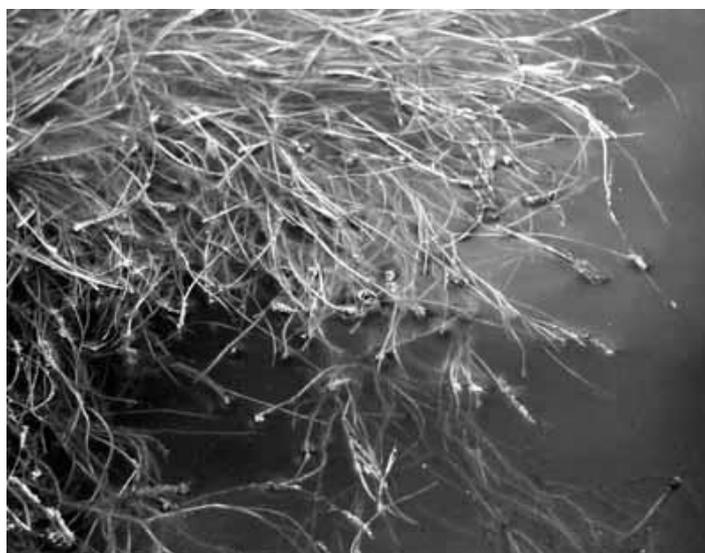
また、鳥取県版レッドデータブックには危機指定のカテゴリが指定されていますが、全国版より危機指定のカテゴリが高いものが多くあり、県内において生息状況がより深刻な種が少なくありません。このため、種を絶やさないう保全していく必要があります。



■米子市の絶滅のおそれのある野生植物一覧

	絶滅	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足	その他重要種	合計
植 物	0	8	17	17	0	1	43

■資料：レッドデータブックとっとり鳥取県の絶滅のおそれのある野生動植物  
 <植物編>平成14年



ツツイトモ

## 2) 市民の要望

### ■市民アンケート（一般市民）

身近な周辺環境の満足度について	・「野鳥や昆虫とのふれあいの場」については、満足度が低くなっています。
-----------------	-------------------------------------

## 3) 推進する施策

### 1. 野生動植物の保護

米子市	①野生動植物の保護 ○希少野生動植物は、県に協力して保護に努める。	
市民	①野生動植物の保護 ○野生動植物をむやみに持ち帰らない。	
事業者	①野生動植物の保護 ○自然環境の調査・研究及び情報収集に協力する。	

### 2. 生態系を守る取り組み

米子市	①生息空間の保全・創造 ○生物多様性の重要性を啓発する。 ○生物多様性の保全・持続可能な利用を推進する。
市民	①生息空間の保全・創造 ○生物の生息環境を保全する取り組みに積極的に参加する。
事業者	①生息空間の保全・創造 ○生物種や生態系の保全対策を適切に行う。

### 3. 特定外来生物対策

米子市	①特定外来生物の防除 ○特定外来生物の防除を県と連携して啓発する。 ○在来生物に悪影響を及ぼす可能性のある特定外来生物に対して駆除を行う。
市民	①特定外来生物の防除 ○外来生物被害予防三原則（入れない、捨てない、拡げない）を守る。
事業者	①特定外来生物の防除 ○外来生物被害予防三原則（入れない、捨てない、拡げない）を守る。



## 4 環境資源を活かしたまちづくり

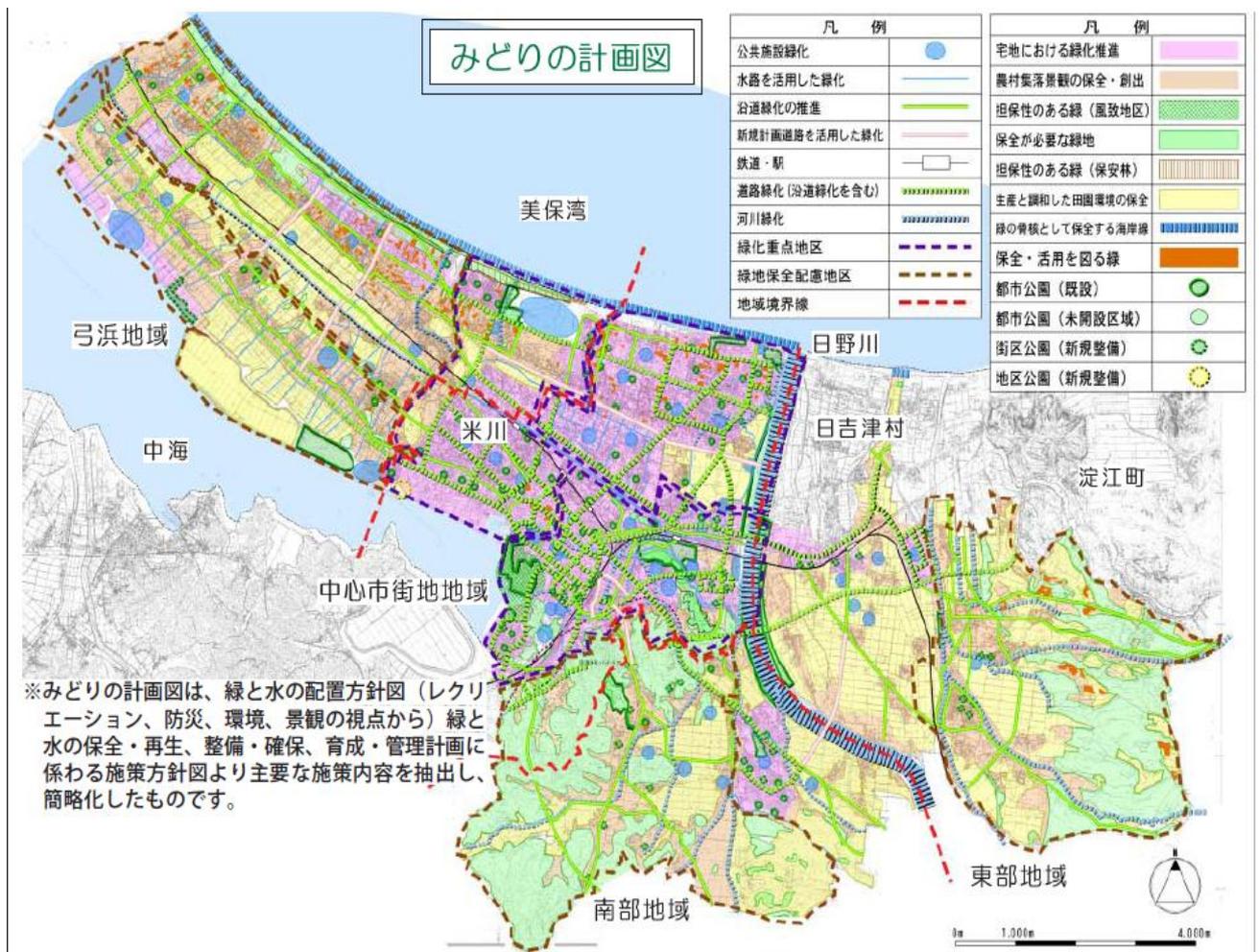
### (1) 自然環境と調和した生活環境の創造

#### 1) 現状と課題

緑が多い公園など人と自然が共生する環境は、多くの市民にやすらぎを与えます。

また、樹木などの植物は二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の吸収や気温の上昇を緩和するなど、地球温暖化防止対策の効果もあります。

本市の市民一人当たりの公園面積は全国平均を上回っていますが、快適な空間の提供と二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量の抑制のためにも緑あふれるまちづくりを推進する必要があります。



■資料：米子市資料

#### 2) 市民の要望

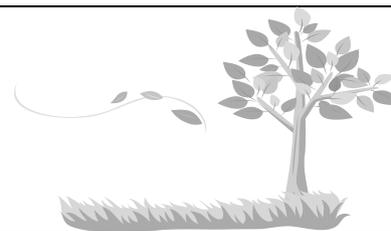
##### ■市民アンケート（一般市民）

身近な周辺環境の満足度について	・安らぎの場に不満、改善
-----------------	--------------

### 3) 推進する施策

#### 1. 緑あふれるまちづくり

米子市	<p>①緑の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「緑の基本計画」に基づき、これまでの緑に係る施策を基本的に継承し、樹林地・農地などの保全・再生を目指す。</li> </ul>
	<p>②緑化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市街地における緑の創出と、都市景観向上のため公共施設の緑化を推進する。</li> <li>○市民との協働による緑化活動の推進を図るため、樹木のオーナー認定、緑化活動団体の支援、緑化イベントなどの支援に努める。</li> <li>○緑豊かな住宅地の保全や市街地での緑の創出を図るため、市民主体の緑地協定の締結を促進する。</li> <li>○自然を活かした散策ルートの見直しや標識、施設などの更新整備を行い、自然とふれあう場と機会を提供する。</li> <li>○「緑の基本計画」に基づき、日常生活に身近な街区公園の整備に努める。</li> <li>○緑の募金運動や一株植樹運動を通じて、緑化の推進を図る。</li> </ul>
市民	<p>①緑の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○雑木林などでの自然観察会や作業体験に参加し、自然環境保全への理解を深める。</li> </ul>
	<p>②緑化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○建物の屋上、壁面、敷地内（庭やベランダ）において、緑のカーテンなどの緑化を推進する。</li> <li>○緑化に関するイベントなどに参加し、緑化に対する意識を高める。</li> </ul>
事業者	<p>①緑の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業活動の中で、緑の保全の推進に協力する。</li> </ul>
	<p>②緑化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○敷地内の緑化を進める。</li> <li>○屋上緑化、壁面緑化、塀の生垣化を進める。</li> <li>○地域での緑化活動に協力・参加する。</li> </ul>



#### 2. 適正な土地利用の推進

米子市	<p>①調和のとれた土地利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○米子市都市計画マスタープランに基づき、効率的で計画的な土地利用を推進する。</li> </ul>
市民	<p>①調和のとれた土地利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○各種法規制に基づいた建築や開発を行う。</li> </ul>
事業者	<p>①調和のとれた土地利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○各種法規制に基づいた建築や開発を行う。</li> </ul>

## (2) 地域の特徴を活かした景観づくり

### 1) 現状と課題

国指定文化財の中では重要文化財に石馬や後藤家住宅、史跡に妻木晩田遺跡や上淀廃寺跡、米子城跡などがあります。また、県指定文化財に弓浜紺などが指定されており、市指定文化財には米子市役所旧館などが指定されています。

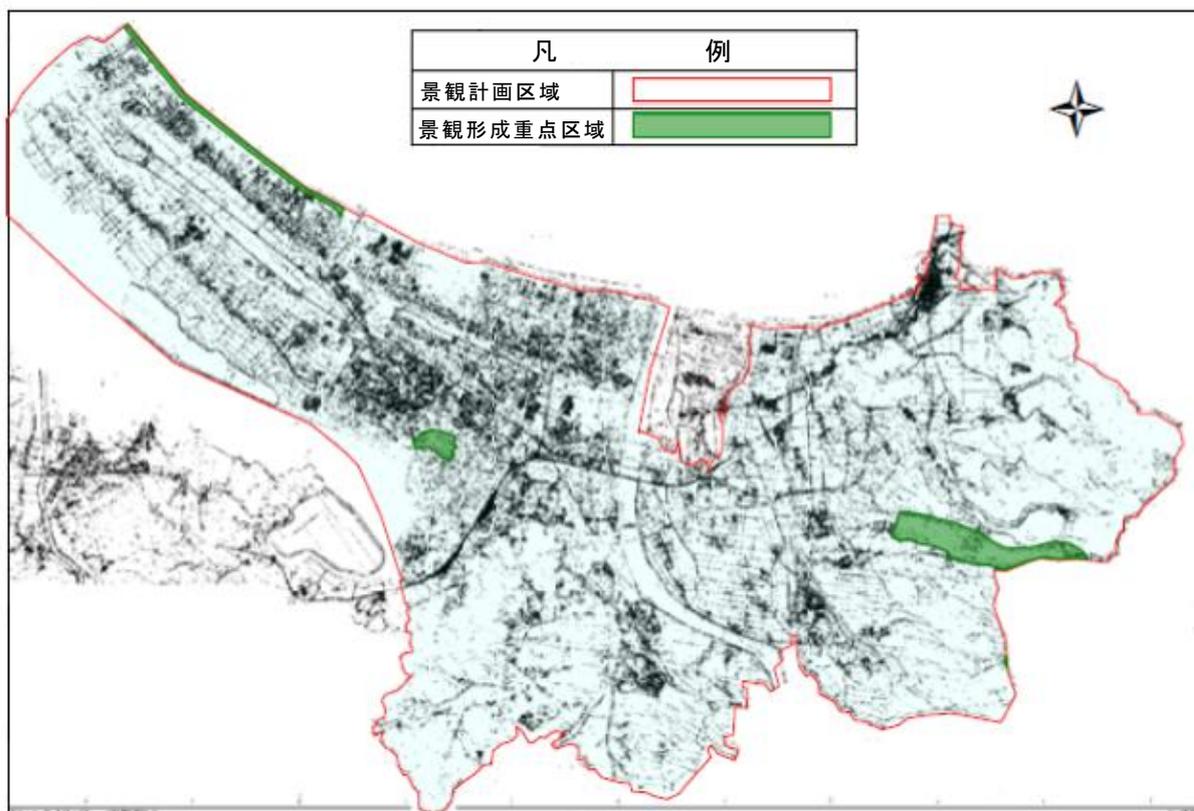
このような文化財は、それらの活用を図りながら保全することで、地域特有の環境資源となり、さらには観光資源としての活用も期待できるなど、快適な環境づくりにつながります。また、自然の景観やまちなみの美しさもその要因の一つといえますが、市民アンケート結果からは、自然景観の美しさについての満足度は高いですが、まちなみの美しさについての満足度は低い傾向にあります。

今後は、魅力ある景観の形成やごみのないきれいなまちなみをつくることで、より一層快適な環境をつくっていかねばなりません。

<b>○国指定文化財</b>	<b>11</b>
重要文化財	3
史跡	7
名勝	1
<b>○県指定文化財</b>	<b>11</b>
保護文化財	7
無形文化財	1
無形民俗文化財	1
天然記念物	1
名勝	1
<b>○市指定文化財</b>	<b>25</b>
有形文化財	10
無形文化財	1
有形民俗文化財	2
無形民俗文化財	3
史跡	6
天然記念物	2
名勝	1
<b>○国登録文化財</b>	<b>5</b>
登録有形文化財	5
<b>○国選択文化財</b>	<b>1</b>
無形民俗文化財	1
<b>○県選択文化財</b>	<b>1</b>
無形民俗文化財	1

■ 米子市景観計画区域図（全体区域図）

（平成 23 年 12 月 1 日現在）



## 2) 市民の要望

### ■市民アンケート（一般市民）

身近な周辺環境の満足度について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然景観の美しさを将来の世代に残したい</li> <li>・まちなみの美しさに不満</li> </ul>
-----------------	--

## 3) 推進する施策

### 1 自然・歴史的景観の保全と活用

米子市	<p><b>①文化財の保全と活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○指定文化財の保護管理と保存を促進し、文化財指定の促進を図る。</li> <li>○文化財の調査・研究の推進を図る。</li> <li>○文化財の展示・公開、歴史関係施設の活用を進め、文化財に関する普及活動やふれあう機会の提供を促進する。</li> </ul>
	<p><b>②伝統文化の継承と活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○伝統工芸の保存・継承を図るとともに、伝統工芸の良さを広める。</li> <li>○伝統芸能・伝統行事への参加を促進する。</li> <li>○伝統工芸・伝統芸能・伝統行事など伝統文化を担う後継者の育成を図る。</li> </ul>
	<p><b>③観光資源の整備・活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域資源を活用した全日本トライアスロン皆生大会などのイベント開催や、エコツーリズム<sup>1</sup>・スポーツツーリズム<sup>2</sup>など地域の特性・魅力を活かした体験型観光の育成と振興を図る。</li> </ul>
市民	<p><b>①文化財の保全と活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財への理解を深め、保護に協力する。</li> <li>○文化財の調査・研究に協力する。</li> </ul>
	<p><b>②伝統文化の継承と活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○伝統工芸の良さを理解し、保存・継承に協力する。</li> <li>○伝統芸能・伝統行事のイベントなどに参加し、伝統芸能・伝統行事を体感し、意義を理解する。</li> <li>○伝統文化の良さを理解し、後継者の育成に協力する。</li> </ul>
	<p><b>③観光資源の整備・活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○各種イベントなどへ積極的に関わり、地域資源に対する理解と活用の促進を図る。</li> </ul>
事業者	<p><b>①文化財の保全と活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財への理解を深め、保護に協力する。</li> <li>○文化財の調査・研究に協力する。</li> </ul>



<sup>1</sup> エコツーリズム…地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。

<sup>2</sup> スポーツツーリズム…スポーツのイベントやレジャーを観光資源として活かすこと、「スポーツ観光」ともいわれる。

	<p><b>②伝統文化の継承と活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○伝統工芸の保存・継承を図る。</li> <li>○伝統芸能・伝統行事のイベントなどに協力する。</li> <li>○伝統文化の良さを理解し、後継者の育成に協力する。</li> </ul>	
	<p><b>③観光資源の整備・活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自然環境の保全、環境負荷に配慮した事業を推進する。</li> </ul>	

## 2 まちなみ景観の保全

米子市	<p><b>①景観の保全と形成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○米子市景観計画に基づく建築物・工作物などの建築や建設など、届出対象行為に係る事前届出書の審査、公共事業における事前通知制度、街なみ環境整備事業などにより、良好な景観の創出を行う。</li> <li>○平成の都市景観施設賞などによる景観形成に関する啓発、景観形成市民団体などに対する技術的支援を行う。</li> <li>○魅力ある景観を形成するため、景観形成重点区域の指定や屋外広告物の規制を行う。</li> <li>○旧加茂川・寺町周辺地区街なみ環境整備事業、まちなみ案内看板設置事業などによる良好なまちなみを形成する。</li> </ul>	
	<p><b>②きれいなまちづくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境美化推進区域<sup>1</sup>の指定や環境美化の貢献者の顕彰による美化意識を啓発する。</li> <li>○市内一斉清掃や地域での清掃活動など、地域における実践活動を促進する。</li> <li>○「米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例」に基づいて、ごみのポイ捨てや犬のフンの放置防止を啓発する。</li> </ul>	
	<p><b>③危険家屋対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○危険家屋に係る本市の現状調査を実施するとともに、行政処分や支援制度など様々な角度から具体的な検討を行う。</li> </ul>	
市民	<p><b>①景観の保全と形成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生け垣の設置や庭の植物の維持・管理に心がけ、美しいまちなみづくりに協力する。</li> </ul>	
	<p><b>②きれいなまちづくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内一斉清掃に参加する。</li> <li>○空き缶・たばこ・ごみなどのポイ捨て、犬のフンの放置をしない。</li> </ul>	
	<p><b>③危険家屋対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○危険家屋に係る市の現状調査に協力する。</li> <li>○所有者は所有家屋に対して適正な管理に努めなければならない。</li> </ul>	

<sup>1</sup> 環境美化推進区域…きれいな住みよいまちづくりを推進し環境美化意識の一層の向上を図るため、特に必要と認められる区域として、市が指定した区域。平成21年10月に旧加茂川河口周辺を指定した。

事業者	<p>①景観の保全と形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○開発行為や建築物の新增改築においては、周辺環境との調和を図り、秩序ある景観形成に協力する。</li> <li>○景観に配慮した屋外広告物の設置に努め、違法な広告を行わない。</li> </ul>
	<p>②きれいなまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業所周辺の環境美化活動を行う。</li> </ul>
	<p>③危険家屋対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○所有者は所有家屋に対して適正な管理に努めなければならない。</li> </ul>



○数値目標設定○

設定項目	基準値	目標値
環境美化推進区域の指定または区域拡大	1区域 (平成22年度)	4区域 (平成27年度)

【説明】

2年に1区域程度の割合で、環境美化推進区域の新規指定または既存区域の拡大を行うことを目標とします。



○数値目標設定○

設定項目	基準値	目標値
市内一斉清掃の延べ参加人数	77,089人 (平成22年度)	79,000人 (平成27年度)

【説明】

近年、減少傾向が見られる市民一斉清掃の延べ参加人数についてボランティア清掃の促進など市民の環境美化意識の高揚を図ることによって、ひとりでも多く増やすことを目標とします。



## 5 みんなが環境を考えるまちづくり

### (1) 環境学習の推進

#### 1) 現状と課題

環境保全に対する意識や関心を高めるために、環境フェアなどのイベントや環境出前講座を行っています。また、市内各公民館での環境学習講座の開催や米子水鳥公園など環境学習施設の整備を行うなど、環境学習の機会を提供しています。

また、将来を担う子どもたちが、自然に親しみ、人間と自然との関わりを理解し、豊かな感性を育てることを目的に、こどもエコクラブ事業を実施するなど、あらゆる世代を対象に環境学習の推進を図っています。

しかし、各種イベントや講演会において参加者数の減少や参加者の固定化がみられており、開催内容はもとより開催方法や開催周知にさらなる工夫が求められています。

#### 2) 市民の要望

##### ■市民アンケート（一般市民）

環境保全への参加意欲について	・「積極的に環境保全活動に参加していきたい」が2.8%しかなく、多くの方は環境保全活動に対して受身の姿勢であるように思われます。
----------------	--

##### ■市民アンケート（事業所）

環境にやさしい取り組みについて	・上位3項目は、「節電、節水、紙のリサイクルなどに取り組みたい」、「法律などで定められている範囲内で取り組みたい」、「社会貢献のために取り組みたい」の順となっています。
環境に関する具体的な取り組み内容について	・光熱水費の節約が「既に取り組んでいる」が64.3%、「取り組む予定である」を加えると90.2%になります。 ・逆に「環境関連表彰制度の実施」と「マイカー通勤の自粛」について取り組む予定はないという回答が65.7%となっています。

### 3) 推進する施策

#### 1. 環境情報の提供と共有

米子市	<b>①環境情報の提供と共有</b> ○環境保全活動の情報を様々な媒体を利用して市民へ公開する。 ○本市の環境の現況や取り組みの実績をまとめた年次報告「米子市の環境」を公表する。
-----	---

## 2. あらゆる世代の環境学習の推進

米子市	<p><b>①環境学習の推進</b></p> <p>○公民館において公民館大学や各種講座を開催し、学習機会を提供するほか、ひとづくり・まちづくり推進事業などを実施し、地域の環境に対する理解や関心を高める。</p> <p>○児童・生徒及び企業の環境問題担当者などに対する環境学習の機会を、県及び鳥取県地球温暖化対策センターなどと連携して提供する。</p>
	<p><b>②環境学習施設の整備</b></p> <p>○環境学習施設の整備・充実を図る。</p> <p>○環境に配慮した学校環境の整備・充実を図る。</p> 
	<p><b>③人材の育成</b></p> <p>○環境学習プログラムの企画・運営・指導などを担うことができる人材の育成を支援する。</p>
市民	<p><b>①環境学習の推進</b></p> <p>○企業や地域などで開催する環境学習活動に参加する。</p>
事業者	<p><b>①環境学習の推進</b></p> <p>○企業や地域などで開催する環境学習活動に参加する。</p>

## (2)自主的な活動の推進

### 1) 現状と課題

市内一斉清掃や地域の河川の清掃など、環境美化団体・自治会を中心に自主的な清掃活動が盛んに行われています。

また事業所も、地域の清掃活動などへの参加・支援を45.5%の事業所が既に組み込んでおり、21.8%の事業所が取り組む予定であると答えていることから、今後ますますこの活動の輪が広がる可能性があるといえます。

今後は、現在行われている自主的な清掃活動が継続され、その輪が広がるような取り組みを行う必要があります。

### 2) 市民の要望

#### ■市民アンケート（一般市民）

身近な周辺環境の満足度について	<p>・「空気のきれいさ」「自然景観の美しさ」「緑とのふれあいの場」の順で満足度が高いですが、「ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー」については、満足度より不満足度の方が22%上回りました。</p>
解決（改善）しておきたい環境について	<p>・解決（改善）しておきたい環境について、「ごみ出し・ポイ捨てなどのマナー」が64.0%、「水（川や海を含む）のきれいさ」が43.2%であり、この2つが他の項目を大きく上回りました。</p>

### 3) 推進する施策

#### 1. 参加と協働のまちづくり

米子市	①環境美化団体などの活動の促進 ○環境美化団体などの環境保全活動への支援を行う。
	②パートナーシップの強化 ○行政・市民団体・ボランティア組織・事業者などとの連携強化を図る。
市民	①環境美化団体などの活動の促進 ○市や地域、ボランティア組織などが行う環境保全事業に積極的に参加する。
	②パートナーシップの強化 ○行政や事業者・市民団体などとの交流会に参加し、ネットワークを大切にする。
事業者	①環境美化団体などの活動の促進 ○社会貢献活動の機会を提供し、「ボランティア休暇」の実施など、雇用者が環境保全活動に参加しやすい環境づくりを進める。
	②パートナーシップの強化 ○市民団体や行政などとの相互の環境情報交流を進める。

#### 2. 広域的な連携

米子市	①周辺自治体との連携 ○「ラムサール条約登録湿地中海・宍道湖一斉清掃」など、周辺自治体との環境保全活動に取り組む。
市民	①周辺自治体との連携 ○近隣自治体や国・県などとの連携した環境保全活動の取り組みに協力する。
事業者	①周辺自治体との連携 ○近隣自治体や国・県などとの連携した環境保全活動の取り組みに協力する。

